

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

平成 2 4 年度業務実績評価シート

委員氏名	
------	--

平成24年度評価項目について

評価区分	24年度計画記載項目	頁
評価シート1 効率的な業務運営体制の確立	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1～2
	1 効率的な業務運営体制の確立 (1)効率的な業務運営体制の確立	1～2
評価シート2 内部統制・ガバナンス強化への取組	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	4～6
	1 効率的な業務運営体制の確立 (2)内部統制・ガバナンス強化への取組	4～6
評価シート3 業務運営の効率化に伴う経費節減	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	8～10
	1 効率的な業務運営体制の確立 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減	8～10
評価シート4 効率的活効果的な施設・整備の利用	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	11～12
	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1)土地・建物等の資産の利用方法等の検討	11
	(2)地域の社会資源・公共財としての活用	11～12
評価シート5 合理化の推進	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	13～14
	3 合理化の推進 (1)「随意契約見直し計画」に基づく取組等	13～14
	(2)入札・契約の適正な実施の確保	14
	(3)外部委託の検討	14
評価シート6 施設利用者の地域移行のスピードアップ	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	15～16
	1 自立支援のための取組 (1)地域移行に向けた取組	15～16
	①施設利用者の地域移行のスピードアップ	15～16
評価シート7 本人及び保護者の同意を得るための取組	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	17～18
	1 自立支援のための取組 (1)地域移行に向けた取組	17～18
	②地域移行の段階的支援(プロセス)の実践 ア	17～18
評価シート8 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	19～21
	1 自立支援のための取組 (1)地域移行に向けた取組	19～21
	②地域移行の段階的支援(プロセス)の実践 イ ウ	19～20
	③地域移行モデルの作成	21
評価シート9 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	21
	1 自立支援のための取組	21～25
	(2)行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援	21～24
	(3)高齢知的障害者への自立支援の取り組み	24
	(4)効率的・効果的支援を提供するための実施体制の検討	24～25

評価区分	24年度計画記載項目	頁
評価シート10 調査・研究のテーマ、実施体制等	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	26～29
	2 調査・研究 (1)調査・研究のテーマ	26～28
	(2)調査・研究の実施体制等	28～29
評価シート11 成果の積極的な普及・活用	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	30～32
	2 調査・研究 (3)成果の積極的な普及・活用	30～32
評価シート12 養成・研修、ボランティアの養成	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	33～35
	3 養成・研修 (1)養成・研修	33～35
	(2)ボランティアの養成	35
評価シート13 援助・助言	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	36～37
	4 援助・助言 (1)援助・助言の利用拡大	36
	(2)専門的かつ効果的な援助・助言の提供	37
評価シート14 その他の業務	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	38～40
	5 その他の業務 (1)診療所について	38～39
	(2)地域の障害者支援の充実	39～40
評価シート15 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	42
	6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 (1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催	42
	(2)第三者評価機関による評価	42
評価シート16 予算、収支計画及び資金計画等	第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	43
	1 予算	43
	2 収支計画	43
	3 資金計画	43
	第4 短期借入金の限度額	43
	1 限度額	43
2 想定される理由	43	
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	43
	第6 剰余金の使途	44
評価シート17 人事に関する計画	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	45
	1 人事に関する計画	45
評価シート18 施設・整備に関する計画	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	46～47
	2 施設・整備に関する計画	46～47

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p>平成20年2月29日 厚生労働大臣 舩添 要一</p> <p>第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。)等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、施設利用者の減少等に応じた適正な人員の配置を行い、職員の採用に当たっては資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。</p> <p>また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく人員の削減、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)、「整理合理化計画」等を踏まえた給与体系及び給与水準の見直しを行うなど、人件費改革に引き続き取り組むこと。</p> <p>さらに、給与水準について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況</p>	<p>独立行政法人通則法第29条第1項の規定に基づき、平成20年2月29日付をもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標を達成するため、同法30条の定めるところによる独立行政法国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期計画は、次のとおりとしたい。</p> <p>平成20年2月29日 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 遠藤 浩</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。)等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 重度かつ高齢の知的障害者に対し、自立のための支援を先導的、総合的に行うため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。</p> <p>なお、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。</p>	<p>平成24年度の業務運営について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成24年3月22日 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 遠藤 浩</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成24年度においても計画的に削減を行う。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 ア 組織実施体制の見直し ○ 地域移行等による利用者の減少を踏まえ、平成24年4月1日から、第5次寮再編(16か寮体制→15か寮体制)を実施し、さらなる効率化を行うとともに、利用者の高齢化等による身体機能の低下に伴い、医療的配慮グループ等への転寮を行った。</p> <p>また、平成25年1月21日付で政策評価・独立行政法人評価委員会から「勧告の方向性」が示され、その中で地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図ることとされたことから、施設事業局の内部組織を3部(生活支援部、就労支援部、地域支援部)から2部(生活支援部、地域支援部)に集約する検討を行った。なお、就労支援部の業務は、地域支援部就労支援課の業務とする(実施は、平成25年4月1日)。</p> <p>さらに、発達障害児を対象とする通所支援事業(児童発達支援事業<定員10名>、放課後等デイサービス<定員10名>)を実施し、療育支援を行う体制整備のため、「診療所」を「診療部」に改組し、療育支援を担当する「療育支援課」を新設するとともに、「障害児通所支援センター」を開設する検討を行った(実施は、平成25年4月1日)。</p> <p>イ 常勤職員数の削減 常勤職員数については、平成24年度期首の226人を△3人を削減し、期末で223人とした。</p> <p>中期計画においては、20年度期首の279人を20%減(△56人)して、24年度末に223人とする目標であったが、目標を達成した。</p>

	<p>② 人件費改革と給与水準の適正化 ア 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)や「整理合理化計画」等に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等、引き続き人件費改革に取り組む。 なお、給与の水準については、国立のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況、同種の民間施設等の状況などを踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p> <p>イ 法人の業務実績や職員の能力、勤務成績を適切に評価し、その結果等を役員報酬や職員給与に反映させる。</p> <p>③ 人事配置 職員の能力と勤務成績を適切かつ厳正に評価した適材適所の人事配置を行うとともに、外部の関係機関との人事交流等を実施する。</p>	<p>② 人件費改革への着実な取組 公平で公正な人事評価を行うため、評価者の人材育成を図るための研修を実施し、平成24年度内に試行実施を行う。</p> <p>③ 人事配置 ア 人事評価の試行実施等を踏まえ、①職員の意識高揚と能力開発、②適材適所の人事配置、③公正な処遇等に努める。</p> <p>イ 行動障害等への対応や調査・研究等の業務及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援を充実させるため、実績と知見を有する者などの人事交流等を引き続き実施する。</p> <p>ウ 施設利用者の減少等に応じた適正な人員の配置を行う。</p> <p>④ 人材育成への取組 職員の資質のさらなる向上や専門性を高めるため、職員研修の体系化を図る。</p>	<p>② 人件費改革への着実な取組 ア 定年退職者の原則不補充等による常勤職員数の減や「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じて職員の給与の改定に取り組んできた結果、平成24年度人件費総額については、2億3千万円縮減した。 23年度 1,808百万円 → 24年度 1,577百万円(△231百万円) ・職員の給与水準 ラスパイレス指数 平成24年度 96.0</p> <p>イ 人事評価制度について、国家公務員の人事評価に準じた制度となるよう必要な検討を行い、人事評価制度の実施要綱の改正(25年4月1日実施)の準備を行った。</p> <p>③ 人事配置 ア 現行の人事評価制度の実施の結果等については、職員の意識と能力の把握に努め、人事配置や処遇等の検討の参考としている。</p> <p>イ 全国の障害者関係施設及び大学等に所属する者のうち、行動援護事業の充実強化及び調査研究の質の向上並びに罪を犯した知的障害者の地域生活支援事業の充実強化のために、それぞれの事業に対し、高い知見と経験を有する者3名(地域支援・調査研究・社会生活支援担当)を昨年度に引き続き、参事(謝金対応)として委嘱した。 また、高齢者支援、摂食・嚥下及びシーティング指導の専門家を昨年度に引き続き招聘し、高齢知的障害者の支援の質の向上等のために、指導・助言を得た。 さらに、平成23年から引き続き就労支援の専門家を招聘し、一般就労に向けた効果的な支援方法や事業の拡大等について指導・助言を受け、事業の充実を図った。</p> <p>ウ 施設利用者の減少や定年退職の状況等に応じ、適正な人員配置を図った。 (利用者に応じた適正な支援が行える寮への転寮等の推進、定年退職者の原則不補充)</p> <p>④ 人材育成への取組 職員の資質のさらなる向上や専門性を高めるため、職員研修について、年度計画を策定し、着実にを行った。</p>
--	---	--	--

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定	
【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】		<p>・第2期中期目標の新たな課題等に的確かつ効果的に対応するため、平成24年度においては、計画的な常勤職員数の削減等により、人件費総額を平成23年度と比較して約2.3億円を削減した。このうち常勤職員数(279人)については、20年度当初の数に対して最終年度で20%を削減(△56人)する目標に対して24年度までの5年間で56人を削減し、目標を達成している。 なお、給与水準においても、21年度から国家公務員に準拠した給与制度を導入しており、24年度におけるラスパイレス指数は96.0であり、目標以上の成果を上げている。</p>			

<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・削減の数値目標は、平成24年度末までに20年度当初(279人)に比較して20%を削減(223人とする)となっており、24年度末で223人となり、目標を達成した。 <p>(業務実績「①組織体制」P1参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成21年度においても計画的に削減を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員数については24年度期末において223人であり、20年度当初に対する割合は約80%となり、目標を達成した。 <p>(業務実績「①組織体制」P1参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度内にラスパイレ指数を98.1以内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度内におけるラスパイレ指数は96.0であり、目標値より低くなっている。 <p>(業務実績「②人件費改革への着実な取組」P2参照)</p>	
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。 	<p>[評価の視点]</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的、効果的な業務運営を進める観点から、施設利用者の減少に伴い、平成24年4月に、第5次寮再編(1か寮閉鎖)を実施し体制の効率化を行うとともに、定年退職者の状況等に応じて、適正な人員の配置を行っている。 <p>(業務実績「①組織体制」P1参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・人員の計画的な削減や給与体系の見直し、給与水準の適正化を行うなど、人件費改革に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様) 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年退職者の原則不補充及び平成21年度において国家公務員の給与体系に準拠した給与制度を導入するとともに、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた給与改定を行い、人件費削減の成果を上げている。 <p>(業務実績「②人件費改革への着実な取組」P2参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点) 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度における総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める運営費交付金の比率は45.7%であるが、①給与水準は、平成21年度から国家公務員に準じた新しい給与制度を導入した結果、国家公務員に対するラスパイレ指数(事務・技術職)が国家公務員に対して96.0となり、21年度の目標値よりも低く、他の独立行政法人と比べて極めて低いこと、②法人の業務が自己収入の途が限られ、他の業務が出来ないなどの制約に加え、永年(平均37年)に亘り施設生活を送ってきた施設利用者の地域移行の進展により、施設利用者が減少し自己収入の増加が期待できないこと等により、ある程度国の財政支出に頼らざるを得ない状況にある。 こうした法人の現状や、施設利用者に対する適切なサービス提供を図るための人材確保及び職員の士気の確保を考慮すると、給与水準については、概ね妥当なものと考えている。 なお、総事業費に占める運営費交付金の割合を60%未満とするよう求められている中、上記のとおり、45.7%となり大幅な節減となった。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材確保に取り組んでいるか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度より各分野における専門家を参事(謝金対応)として招聘しており、引き続き、平成24年度も地域支援、調査・研究及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援の充実強化のため、それぞれ高い知見と経験を有する者3名に、参事(理事長からの特命担当)として委嘱した。 また、高齢知的障害者の支援の充実を図るため、平成21年6月から高齢者支援、摂食・嚥下及びシーティング指導の専門家を平成24年度も引き続き招聘し、支援の実際場面で、指導や助言を受けているとともに、平成23年度に引き続き、就労支援の専門家を招聘し、一般就労に向けた効果的な支援方法や事業の拡大等について指導・助言を受けている。 <p>(業務実績「③人事配置」P2参照)</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・国と異なる、又は法人独自の諸手当について、その適切性を検証しているか。 	実績：－ <ul style="list-style-type: none"> ・国と異なる法人独自の諸手当は存在しない。
<ul style="list-style-type: none"> ・法定外福利費の支出について、その適切性を検証しているか。 	実績：○ <ul style="list-style-type: none"> ・国の指導により適切に対応し、労働基準法及び労働安全衛生法に則り、役職員の健康診断のみ法定外福利費としている。
<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 	実績：－ <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストは、ない。
<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 	実績：－ <ul style="list-style-type: none"> ・法人職員の再就職者の非人件費ポストは、ない。

中期目標 (第2期)	中期計画 (第2期)	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 「整理合理化計画」に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を図るため、内部統制・ガバナンス強化に向けた条件整備を図ること。	(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制の向上を図るための取組 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、その向上を図るための検討を行い、具体的な取組状況を公表する。	(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制の向上を図るための取組 内部統制について、「のぞみの園の内部統制・ガバナンス強化の取組について(報告書)」(平成21年3月)に基づき、リスク対応に重点を置いた取り組みを行う。 また、適切な業務運営を確保するための執行状況等に関する内部監査を実施する。	(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制の向上を図るための取組 ○ 平成24年度も引き続き、のぞみの園の「阻害要因(リスク)一覧」をもとに、法人として優先的に対応するリスク(以下「優先対応リスク」という。)について計画の策定をし対応した。 【優先対応リスク】 ・生活棟における支援・介護などの不備による利用者の骨折、打撲・創傷など ・誤与薬の発生 ・当事者意識の欠如 ○ リスク対応計画の策定にあたっては、優先対応リスクに対する現状把握、課題抽出及び課題対応策の策定について、幹部職員、現場責任者及び職場担当者に対して役職縦横的、組織縦横的にヒアリングを実施し、各リスクの内部統制の成熟度の評価結果に基づき行った。 リスク対応計画の取組は、各リスクに対する各部所の現在の対応状況・課題、対応策、対応期限及び担当部所等を定め、平成25年3月までに計画に基づき、担当部所が他の関係部所と連携を図りつつ、リスクの軽減等のための取組を行った。 また、リスク対応計画の取組状況のヒアリングを2回行い、計画の進捗状況の確認を行った。 【ヒアリングの開催状況】 ・第1回 平成24年10月11日 ・第2回 平成25年 3月 6日 ○ 内部統制の向上を図るための取組にあたっては、内部統制向上検討委員会が主体となり、リスクの発生の防止に取組む継続的な仕組みを構築することとしており、平成24年度においても、内部統制構築に専門的な知見を有する専門家(監査法人)から継続的、効果的かつ適切な支援を受けるため、業務支援契約を締結して取組みを行った。 【内部統制向上検討委員会の開催状況】 ・第1回 平成24年 4月27日 ・第2回 平成24年10月26日 ・第3回 平成25年 3月19日 ○ 内部統制の必要性やリスク対応計画及び取組内容等について、職員間の共通の認識を深めるため、「内部統制の取組について」をテーマに職員研修会を5月18日・21日に3回(1回90分)実施した。

	<p>② 内部進行管理の充実 各業務部門ごとに業務目標を設定し、継続的に業務のモニタリングを行い業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。</p> <p>③ リスク回避・軽減への取組 国立のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策について組織的な取り組みを進める。</p>	<p>② 内部進行管理の充実 ア 業務目標に対する進行状況を把握するため、各部所にモニターを置き、継続的にモニタリングを行う。</p> <p>イ 業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成24年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務遂行に反映させる。</p> <p>③ リスク回避・軽減への取組 ア 施設利用者及び職員の健康管理の観点から、定期的に健康診断を実施するほか、健康的な生活を維持するために必要な措置を適確に講じる。</p> <p>イ 日頃から施設利用者の安全に気を配るとともに、事故が万一発生した場合に、事故原因の分析と対応策の検討を組織的に行い、同じ事故が起こらないよう注意喚起を図る。</p> <p>ウ インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症に対して、地元保健所と連携しながら、効果的・重点的な蔓延防止対策を講じる。</p>	<p>② 内部進行管理の充実 ア モニタリングの実施 昨年度に引き続き、各部所より選出されたモニター（9名）から業務遂行状況について、モニタリングを実施した。</p> <p>イ モニタリング評価会議の開催 平成24年度において、モニタリング評価会議を四半期ごとに1回開催（年4回）し、各モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき、業務の進行管理に努めた。</p> <p>・モニタリング評価会議開催状況 第1回 平成24年 4月25日（第4四半期分・平成23年度総合評価） 第2回 平成24年 7月25日（第1四半期分） 第3回 平成24年10月17日（第2四半期分） 第4回 平成25年 1月22日（第3四半期分） 第5回 平成25年 3月27日（第4四半期分） ※平成24年度分は、4回開催</p> <p>③ リスク回避・軽減への取組 ア 施設利用者及び職員の健康・安全の確保 （ア）利用者に対する健康・安全の確保 施設利用者の健康及び安全管理のため、定期的な健康診断やインフルエンザ予防接種等の予防策について、当法人の診療所を中心に他の医療機関等の協力を得て実施した。 ・胸部X線撮影 平成24年 5月～24年 6月 ・内科健診 平成25年 2月～25年 3月 ・インフルエンザ予防接種 平成24年12月 ・乳房・婦人科検診（女性のみ） 平成24年12月 ・内視鏡検査などのガン精査 適宜実施</p> <p>（イ）職員に対する健康管理 職員の健康管理は定期健康診断、人間ドック、婦人科検診及び夜勤等を行う職員を対象とした特別健康診断のほか、インフルエンザ予防接種を実施した。</p> <p>イ 事故の発生と再発防止への取組 平成24年度の事故等の発生については、次のとおりである。 ・24年度事故発生状況 46件（23年度 60件） ・24年度ヒヤリハット実績 963件（23年度 79件） ※下記の（イ）のように、事故防止対策強化月間の取組みを行った結果、件数が、対前年度比で大幅に増加した。</p> <p>（ア）再発防止への取組 事故防止対策委員会を毎月第2木曜日に開催し、事故報告書やヒヤリハット体験報告書をもとに発生原因の分析、事故防止対策などを検討した。 また、その検証結果については、園内報「きずな」に掲載し、事故防止対策や事故発生時の対応について職員への周知を図るとともに、寮長会等において事故防止対策や事故発生時の対応を共有し、再発防止への注意喚起を行っている。</p> <p>（イ）具体的な再発防止対策 事故防止対策強化月間（24年11月）の取組みとして、ヒヤリハット対策の重要性について周知するとともに、報告の様式も簡潔にした結果、件数が、対前年度比で大幅に増加した。 ・事故発生時の対応に関する共通マニュアルの作成を検討 ・職員研修：「ファーストステップ講習会」（非常勤職員対象：適宜実施） 「ステップアップ講習会」（非常勤職員対象：適宜実施） 「リスク管理講習会」（年2回実施：「転倒防止」） 「介護技術講習会」（年1回実施：「車椅子操作」） ・救急・救命講習：「救急蘇生のABC・AEDの使用法」「窒息・誤嚥時の対応」（月1回実施） ・外部施設での介護研修：特別養護老人ホームにて実施 ・設備整備：離床センサー、AED等の安全機器の配置</p> <p>ウ 感染症対策の実施 ○ 1年を通して、診療所の玄関・外来・病棟入口・各病室入口に、手指消毒剤を設置し、外来者や面会者にも手指消毒を励行し、感染症防止対策の強化に努めた。</p>
--	--	---	---

	<p>④ 業務内容の情報開示 国立のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、監事及び会計監査人からの厳格な監査を受けることができるよう、必要な条件整備を図る。</p>	<p>エ 安全防災訓練の計画的な実施など、防災対策に取り組む。</p> <p>オ 入所利用者の高齢化に伴う心身機能の低下に十分な注意と配慮を行うとともに、適切な対応が実施できるよう職員教育の充実を図る。</p> <p>④ 業務内容の情報開示 国立のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 監事及び会計監査人による監査が効果的かつ効率的に行うことができるよう、内部監査を実施する。</p>	<p>○ インフルエンザの流行時期を踏まえ、感染症対策委員会（年2回）を開催し、特に流行期には標準予防策の徹底を職員に促した。ワクチン確保を早急に努め、医療従事者から優先的に接種し、その後利用者への接種を順次行った。利用者については、年間11名の感染者があり、感染予防として該当寮の活動を自粛した。職員や職員家族のインフルエンザ発症の際には、出勤停止の措置を講じ、手洗い・うがい・マスク着用の励行を再度徹底したため、利用者に蔓延すること等には至らなかった。</p> <p>○ ノロウイルス感染症については、年間5名の発症者が認められた。感染症対策委員会を開催し、感染源の特定、今後の発病予防・消毒の徹底などを行った結果、蔓延には至らなかった。</p> <p>エ 防災対策の実施 災害発生時において施設利用者が迅速かつ的確に行動できるよう、安全防災訓練を24年度に夜間を含め年3回実施したほか、施設利用者及び役職員を対象とした総合防災訓練を9月に高崎市中央消防署の協力を得て実施した。当日は、震度6の大地震の発生による火災発生を想定し、避難訓練、初期消火訓練（消火器、屋外消火栓を使用）担架を使用しての搬送訓練を実施した。 その他、交通安全等のチラシの配布（4月6日～4月15日）、危険箇所の点検（7月26日）等の事故防止対策を実施した。</p> <p>オ 高齢化に対応した職員指導 ○ 施設利用者の高齢化に伴う機能低下の対応として、容体の急変や窒息・誤嚥の救急時に備えた救急救命講習会（「救急蘇生のABC・AEDの使用方法」「窒息・誤嚥時の対応について」）を月1回（年12回）実施した。また、講習会の一環として、生活寮において職員に予告することなく救急救命処置の習熟度についてのテストも月1回（年12回）実施した。</p> <p>○ 平成23年6月に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布により一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件の下で痰の吸引等の業務を行うことが出来るようになったことを受け、23年度の群馬県研修（基本研修・実地研修）に派遣した5人の生活支援員を業務担当者として24年9月から痰の吸引等の業務を実施した。また、24年度の群馬県研修には、3人の生活支援員を派遣した。</p> <p>④ 業務内容の情報開示 業務運営の改善に繋げるため、運営状況や財務状況、業務の遂行状況等をホームページに掲載するなどの情報公開を徹底している。また、外部・内部からの意見等を積極的に取り入れる仕組み（みなさまの声、業務改善提案箱）を平成22年度に整備し、引き続き国民に分かりやすい情報提供に努めている。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 内部監査計画に基づき、内部監査を実施した。実施にあたり、平成24年度内部監査計画を作成し、監査事項を「物品の管理状況」「利用者所持金の管理状況」「法人文書の管理状況」「業務全般の執行状況」「過去の内部監査における改善・要請事項の改善・是正状況」とした。また、併せて平成24年度内部監査チェックリストを作成した。 チェックリストに基づき、ヒアリング及び実地監査を行った結果、監査事項について概ね適正であることが認められた。</p>
--	---	---	---

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定	
【評価項目2 内部統制・ガバナンス強化への取組】		<p>・内部統制・ガバナンス強化への取組については、内部統制向上検討委員会が主体となり行い、優先的に対応すべき3つのリスク（①利用者の骨折等、②誤与薬の発生、③当事者意識の欠如）について、平成24年度も継続して取り組み、また、「内部統制の取組について」をテーマとした職員研修会を3回開催し、内部統制の必要性や取組内容等について、職員間の共通の認識を深めた。 また、各部所より選出されたモニターと役員等によるモニタリング評価会議を年5回開催し、モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき、業務の進行管理に努めた。 リスク回避・軽減への取組としては、施設利用者等に対する事故防止対策及びインフルエンザ、ノロウイルス等感染症対策として、事故や感染症</p>			

	<p>を未然に防ぐことの重要性を職員一人ひとりが十分に認識できるよう、研修会や講習会など様々な機会を設けて、職員の意識改革に努めた。 更に、ホームページ等による業務内容の情報開示に努めるとともに、内部監査計画に基づき内部監査を実施した。</p>	
<p>[数値目標] ・業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成21年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。</p>	<p>[数値目標] ・モニタリング評価会議を平成24年度中に5回開催した。 評価会議では、法人全体での避難訓練時の利用者の対応（健康及び行動特性等）についてモニター意見が提出され、その内容について検討を行い、次年度からの対応について事務局に報告した。 (業務実績「②内部進行管理の充実」P5参照)</p>	
<p>[評価の視点] ・内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、どのように取り組んでいるか。 (政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>[評価の視点] 実績：○ ・内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、内部統制向上検討委員会において、前年度に引き続き優先的に対応すべき3つのリスク（①利用者の骨折等、②誤与薬の発生、③当事者意識の欠如）について、平成24年度も継続して取り組んだ。 さらに、「内部統制の取組について」をテーマとした職員研修会を3回開催し、内部統制の必要性や取組内容等について、職員間の共通の認識を深めた。 (業務実績「①内部統制の向上を図るための取組」P4参照)</p>	
<p>・業務の進行管理のため、組織的かつ継続的にモニタリングを行っているか。 また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組みとなっているか。</p>	<p>実績：○ ・各部所に配置したモニターより業務の進行管理を継続的に行うため、モニタリング評価会議を年5回開催し、モニターからのモニタリング結果については、幹部職員をはじめ全ての職員に周知を図った。 (業務実績「②内部進行管理の充実」P5参照)</p>	
<p>・業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。</p>	<p>実績：○ ・業務内容の情報開示については、ホームページに運営状況や財政状況、業務の遂行状況等を掲載するなど情報公開を徹底している。 また、監査機能の強化については、内部監査計画に基づき、平成24年度内部監査を実施し、その監査結果については、理事長に報告するとともに、当法人のホームページに掲載し、公表した。 (業務実績「④業務内容の情報開示」「⑤取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備」P6参照)</p>	
<p>・施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、 ①感染症予防や防災対策に対して、どのように取り組んでいるか。 ②施設利用者の事故防止対策に対して、どのように取り組んでいるか。 また、事故が発生した場合に、原因をどのように分析し、どのような再発防止策を講じているか。</p>	<p>実績：○ (①について) ・感染症予防に関しては、必要に応じて、感染症対策委員会を開催（24年度は年2回開催）し、予防策等についての対応を図った。 防災対策については、施設利用者に対する防災及び避難訓練を夜間を含め定期的に実施するとともに、毎年度秋に役職員を含めた総合防災訓練を実施しており、平成24年度においても実施した。 (②について) ・施設利用者の事故防止対策として、事故を未然に防ぐことの重要性を職員一人ひとりが再認識できるよう、事故防止対策委員会の検証結果については、園内報「きずな」に掲載して周知を図るとともに、事故防止対策強化月間、研修会等の機会を設け、介護技術や緊急時の対応技術の向上を図った。また、平成24年11月を事故防止対策強化月間として、ヒヤリハット対策の重要性について周知徹底するとともに、報告書の様式も簡潔にした結果、報告件数が対前年度比で大幅に増加した。 (業務実績「③リスク回避・軽減への取組」P5～6参照)</p>	

<p>・業務改善の取組を適切に講じているか。 (業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事評価しているか等)</p>	<p>実績：○ ・広く国民(みなさまの声)からの要望を取り入れられる仕組みを整備し、また、職員から理事長に対して、業務改善に繋がる提案、ムダ削減に関する提案等を直接できる仕組みとして「業務改善提案箱」を整備している。</p> <p>(業務実績「④業務内容の情報開示」P6参照)</p>	
--	---	--

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費 (運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上節減すること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与体系・給与水準の適正化、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)(以下、「随意契約見直し計画」という。)等に基づく合理化に取り組む。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。</p> <p>イ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 ア 定年退職者の後補充について、原則として行わないこととし、常勤職員数の削減を図る。</p> <p>イ 契約について、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)(以下、「随意契約見直し計画」という。)等に基づき適正な実施を図る。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援の一環として、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対して、継続して有期限の受け入れを行い、自立した生活が可能となるような支援の提供を行う。</p> <p>イ 自立(生活)訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業B型の事業内容の充実を図る。</p> <p>ウ 地域のニーズを踏まえ、短期入所及び日中一時支援の利用拡大を図る。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費節減 ア 平成24年度の運営費交付金(交付額(退職手当相当額を除く。))については、23年度と比較して約△144百万円の節減となった。なお、19年度と比較して約813百万円(△34.8%)を節減した。 ・平成23年度1,665百万円 → 平成24年度1,521百万円(△144百万円) ・平成19年度2,334百万円 → 平成24年度1,521百万円(△813百万円) ※退職手当相当額を除いた金額 ※24年度は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じた給与改定による補正後の交付額である。 ・平成24年度期首226人 → 期末223人(△3人)</p> <p>イ 平成24年度においては、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 事業収入は、障害福祉サービス提供に係る公費収入は、施設利用者が減少しているため、平成23年度との比較において減少となった。</p> <p>ア 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の受入れについては、平成20年度2人、平成21年度3人、平成22年度4人、平成23年度1人、平成24年度には6人と、これまでに延べ16人を受入れた。これらの対象者に対して、社会生活の適応と速やかな地域生活への移行を図るため、計画的に施設入所支援及び就労移行支援の提供など効果的な支援に努めた結果、平成21年度3人、平成22年度2人、23年度3人、24年度4人と、これまでに12人が地域生活に移行し、1人が自己都合により退所した。</p> <p>イ 自立(生活)訓練では、年度当初は在籍利用者はいなかったが、新規の利用契約者は7人で、4人は他の事業所等に移り、年度末には3人になった。 就労移行支援では、年度当初10人が在籍し、2人は一般企業に就労し、6人は他の事業所等に移行、新規の利用契約者は2人で、年度末には4人になった。 就労継続B型では、年度当初10人が在籍し、1人を一般企業に就労させることが出来、新規の利用契約者は10人で年度末には19人になった。新規利用者の確保のための取組として、就労支援の場等の見学や説明、相談等を随時受付けた。 また、当法人の就労支援事業の紹介パンフレットを作成し、市内の特別支援学校、相談事業所等、関係機関10か所に配布し、利用拡大を図った。 結果として、自立(生活)支援事業、就労移行支援、就労継続B型事業における新規の利用契約者は年度内で、合計19人となった。</p> <p>ウ 短期入所及び日中一時支援の拡大 地域の知的障害者に対して、短期入所又は日中一時利用等必要なサービスを提供した。具体的なサービスの提供については、受け入れ寮の1日のスケジュールに沿って行うことを基本とした。 なお、短期入所事業は、重い障害のある人たちの地域での生活を支えるため、あかしあ寮に専用居室(2個室)を整備し、高度の医療を必要としない重度の障害児・者の受け入れを25年3月より開始した。また、短期入所利用実績は昨年とほぼ同様であったが、日中一時支援事業については、平成23年度実績を上回った。他方、利用者の情報の共有化や適切なサービスを提供するため、「短期入所利用者支援会議」を毎月1回開催し、ニーズに応じたきめ細やかな対応に努めた。</p>

(短期入所・日中一時支援事業利用実績)

	短期入所利用実績		日中一時支援事業実績	
	総利用者数	総利用日数	総利用者数	総利用日数
平成23年度	126	1,263	94	173
平成24年度	134	1,177	99	195

エ 施設外の生活介護事業所の利用拡大に努める。

エ 平成21年度に開設した施設外の生活介護事業所「さんぼみち」にて、行政主催の福祉センター祭りや地域の催し物に参加し、紹介リーフレットを配布するなど通所利用者の新規開拓の取り組みに努めた。
平成24年度末の登録者は83人、一日平均16.6人の利用があった。
(平成23年度末 登録者 80人、一日平均16.7人)

オ 外来診療について広報に努めることにより、診療収入の増を図る。

オ 診療収入の確保
医学管理料、指導料の算定に向けての取組を継続して行い、診療収入の確保と診療報酬請求業務の適正化等に努めている。
診療収入については、発達障害等の一般外来患者診療の受診増により、新患が307人(精神科182人、内科等125人)増加し、診療収入も下記のとおり確保に努めた。

【平成24年度 128,233千円 (平成23年度 135,182千円)】
※24年度の減は、入院患者数の減によるもの(1日平均:23'13.5人→24'12.0人)

<診療所で取得している施設基準>

- ・有床診療所入院基本料1(夜間緊急体制・複数医師配置・看護配置加算)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・脳血管疾患リハビリテーション料(Ⅲ)
- ・電子化加算
- ・入院時食事療養費(Ⅱ)
- ・補綴物維持管理料

カ 国や地方自治体、民間団体等の実施事業等を積極的に受託する。

カ 国からの研究費の補助及び群馬県等の実施事業の受託
(ア) 国からの補助
国(厚生労働省)の「障害者総合福祉推進事業」、「社会福祉推進事業」の補助協議に応募し、補助採択を受け、「地域における短期入所(ショートステイ)の利用体制の構築に関する調査」、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する研究」を実施した。

(イ) 群馬県からの受託

- a 行動援護従業者養成研修実施事業の受託
行動障害のある知的障害者(児)等に対して、外出時及び外出の前後に必要な支援を行うために必要な知識・技術を有する行動援護従業者の養成を図ることを目的とした研修を受託した。
・群馬県行動援護従業者養成研修実施事業 受講者19人
- b 知的障害者(児)ホームヘルパー養成基礎研修実施事業の受託

在宅介護に従事しているが、知的障害者(児)へのサービス提供の経験がないものに対し、サービス提供に関する基礎的な知識の研修を行うことにより、適切な知識を備えたヘルパーの確保及びサービスの質の向上を図ることを目的とした研修を受託した。
・ホームヘルパー養成基礎研修実施事業 受講者55人

(ウ) 高崎市からの受託

- a 相談支援や情報提供等の便宜を供与し、社会生活を営むことが出来るようになるため、高崎市相談支援事業を受託した。
- b 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、高崎市障害者虐待防止センター事業を受託した。

(エ) その他(他県市町村からの委託)

当法人で受け入れを行っている被災施設の利用者に対し、その利用者の援護の実施者である福島県内の4市2町と障害程度区分認定調査委託契約を締結し、21名の障害程度認定区分調査を実施した。

		<p>キ 大学、専門学校等の学生や、ホームヘルパー研修受講者等の実習を受け入れる。</p> <p>ク その他、研修参加費、出版物等について、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p>	<p>キ 実習の受入 福祉系大学等の学生、ホームヘルパー研修受講者等の各種養成機関からの実習を受入れた。実習の受入に当たっては、適切な負担を求めた。</p> <p>(各種養成機関からの実習受入実数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>学校数</th> <th>人数</th> <th>延べ日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉援助技術現場実習</td> <td>11</td> <td>28</td> <td>637</td> </tr> <tr> <td>保育実習</td> <td>38</td> <td>144</td> <td>1,728</td> </tr> <tr> <td>介護福祉実習</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士実習</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>専門学校臨地実習</td> <td>2</td> <td>87</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>群馬県受託養成研修実習</td> <td>2</td> <td>74</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員養成研修実習</td> <td>2</td> <td>66</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>早期体験実習(医師養成)</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4</td> <td>17</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>63</td> <td>423</td> <td>2,821</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 研修等については、資料代等を含め参加費の負担を求めた。</p>	種別	学校数	人数	延べ日数	社会福祉援助技術現場実習	11	28	637	保育実習	38	144	1,728	介護福祉実習	1	1	12	管理栄養士実習	1	2	20	専門学校臨地実習	2	87	87	群馬県受託養成研修実習	2	74	112	訪問介護員養成研修実習	2	66	130	早期体験実習(医師養成)	1	4	40	その他	4	17	50	合 計	63	423	2,821
種別	学校数	人数	延べ日数																																												
社会福祉援助技術現場実習	11	28	637																																												
保育実習	38	144	1,728																																												
介護福祉実習	1	1	12																																												
管理栄養士実習	1	2	20																																												
専門学校臨地実習	2	87	87																																												
群馬県受託養成研修実習	2	74	112																																												
訪問介護員養成研修実習	2	66	130																																												
早期体験実習(医師養成)	1	4	40																																												
その他	4	17	50																																												
合 計	63	423	2,821																																												

評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評 定
【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費節減】				
[数値目標] ・一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上削減すること。	[数値目標] ・平成24年度の運営費交付金(交付額(退職手当相当額を除く。))については、23年度と比較して△144百万円となり、19年度と比較して約813百万円(△34.8%)を節減した。 (業務実績「(3)業務運営の効率化に伴う経費節減」P8~10参照)			
[評価の視点] ・一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比較して、どの程度節減が図られているか。	[評価の視点] 実績：○ ・運営費交付金(予算額(退職手当を除く))については、第2期中期目標に定める23%以上の削減を達成するために、施設利用者が減少する中で着実に経費削減等に取り組むとともに、運営費の確保を図るため、その他の事業収入の確保に努め、19年度と比較して△34.8%(約6.7億円)を節減した。 (業務実績「①経費の削減」P8参照)			
・事業収入の増加を図るための取組を行っているか。	実績：○ ・施設利用者の減少により事業収入を減少させないために、①著しく支援が困難な者等の新規受入の継続、②国や地方自治体の補助、委託事業を実施し、事業経費を確保するなど、収入増を図るための努力を行った。 (業務実績「②運営費交付金以外の収入の増」P8~10参照)			
・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	実績：○ ・コスト削減や効率化の観点から、各部所において点検するとともに、契約に際しての決裁において、内部監査部門である監査室において審査を受けている。その結果、冗費は発生していない。			

<p>・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>実績：○ ・当法人が実施している事務・事業を点検した結果、いずれも知的障害者（児）のニーズに対応した事務・事業であった。なお、高崎市から受託している相談支援事業及び24年度から受託した障害者虐待防止センター事業については、その受託費のみでは家賃、人件費の全部を賄うことが困難であるが、地域の障害者にとっては、なくてはならない事業であることから、24年度においても引き続き実施した。</p>	
---	--	--

中期目標（第2期）	中期計画（第2期）	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、利用方法等の検討を行う。併せて、老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。 (1) 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、施設利用者の減少や能力・障害の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。 (2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。 ② 福祉関係者等への活動の場としての活用 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場に提供するなど、一層の利用促進を図る。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1) 土地・建物等の資産の利用方法等の検討 ① 効率的かつ効果的な利用の検討 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、「資産利用検討委員会」を必要に応じて随時開催する。 なお、検討にあたっては、外部有識者（不動産鑑定士等）の意見も必要に応じて聴取する。 ② 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設利用者に対する支援の充実等を図るため、既存の施設・設備等について、施設利用者の障害等の状況に適確に対応した生活の場や日中活動の場、余暇時間を過ごす場等への有効活用を図る。 (2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。 ② 福祉関係者等への活動の場としての活用 ア 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として提供する。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1) 土地・建物等の資産の利用方法等の検討 ① 効率的かつ効果的な利用の検討 保有資産の管理・運用について、外部の有識者を入れた資産利用検討委員会において検討した結果、24年度において、旧管理棟跡地を整地し、利用者の日中活動の場や、地域交流の場として活用するとともに、休日等に地域住民に開放し、その有効活用を図った。 ② 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 ○ 第5次寮再編で空き寮となった旧もみじ寮の建物については、統合寮としての立地等を考慮してこまくさ寮を移転し、生活寮として再活用を図った。また、旧こまくさ寮の建物については、施設利用者の高齢化や障害の程度に合わせて活動内容が選択できるよう活動支援棟の新たなサテライトとして活用を図るとともに、その一部について（社福）友愛会の日中活動の場として提供した。 (2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 ○ 診療所において、地域の知的障害者（児）及び家族等に対して外来診療を実施した。（診療実績については、P38～39を参照。） <地域の知的障害者等が利用できる診療科目> 内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科、臨床心理科、機能訓練科 特に、臨床心理科については、精神科と連携しており、精神科受診患者（平成24年度4,414名；対前年度940名増）の増加に伴い、利用数が大幅に増加した。ことばの遅れや発達上に問題がある利用者に対しては、ことばの学習訓練をはじめとする療育支援を行った。また、外来患者の家族を対象とした家族心理教育のグループセッション（えすぼわ〜）を毎月2回実施した。 ○ 精神科外来や心理外来を利用する発達障害児等を対象に、医師、臨床心理士、学校教職員、施設職員、児童相談所職員等によるケースカンファレンスを随時実施し、情報を共有化することにより、地域全体での包括的な支援に取り組んだ。 ○ 発達障害などのある人のニーズに対応して、就学前から成人まで切れ目なく支援をするため、その一環として障害児通所支援センター「れいんぼ〜」の開設（平成25年4月）を目指し、その諸準備を行った。 ② 福祉関係者等への活動の場としての活用 ア 活動の場として提供 ○ 高崎市内の幼稚園児の野外活動の場として、グラウンド及び牧場を開放した。</p>

		<p>イ 施設・設備等について、福祉関係者の研修会等の場として提供する。</p> <p>ウ 施設利用者と地域住民との交流を進め、障害者に対する地域住民の理解を高めるため、施設利用者と地域住民が参加するイベントを企画し実施する。</p>	<p>○ 地元高等学校のマラソンコースや地域住民のウォーキングコースとして、遊歩道等を開放した。</p> <p>○ カラオケや踊り等のボランティアに対して、活動の場として法人施設（文化センター）を提供した。</p> <p>○ 東日本大震災被災施設の（社福）友愛会の利用者に対して、プールの利用を提供した。</p> <p>○ 旧管理棟跡地を整備し、地域住民のグラウンドゴルフ等に開放した。</p> <p>○ 各施設の使用状況については、次の表のとおりである。</p> <p>(施設の使用状況)</p> <table border="1" data-bbox="1670 533 2849 701"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>延べ利用人数</th> <th>利用団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>462人</td> <td>一般市民等</td> </tr> <tr> <td>グラウンド</td> <td>623人</td> <td>少年野球チーム、ボーイスカウト、社会人野球チーム</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>964人</td> <td>一般市民等</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>13人</td> <td>(福)友愛会（東日本大震災被災施設）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,062人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 研修会等の場としての提供 群馬県や関係団体等の要請を受け、研修会等の場として法人施設（文化センター）を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県知的障害者福祉協会初任者研修会 参加者数 151人 ・群馬県行動援護従業者養成研修会（3日間） 参加者数 19人 ・群馬県知的障害者（児）ホームヘルパー養成基礎研修（2回） 参加者数 55人 <p>ウ 地域との交流</p> <p>○ 平成24年6月27日、地域生活体験ホーム「くるん」において、入所利用者が制作した作品の展示即売会を開催し地域住民との交流を図るとともに、平成25年2月9日から10日に開催された地元「乗附公民館文化祭」にも利用者の作品を出展し地元住民に展示した。 また、地元商店街の書店よりフリースペースの提供を受け、平成25年1月21日から30日の間、入所利用者が制作した作品を展示し、広く住民に公開した。</p> <p>○ 第10回のぞみふれあいフェスティバルを開催（平成24年10月14日） フェスティバルでは、各種イベントの開催や地域住民を対象とした見学ツアー並びに福祉サービスや医療相談を行った。模擬店を利用し地域住民との交流も深めた。 フェスティバル参加者数 2,124人</p> <p>○ 平成24年8月に「高校生のためのボランティア講座2012」を開催した 8月2日 参加者数 43人（群馬県高崎市内3校）</p> <p>○ 平成24年9月に「大学生のためのボランティア講座2012」を開催した 9月19日 参加者数 27人（2校）</p> <p>○ 障害医療セミナーのテーマを「知的障害者に対する摂食・嚥下障害への対応とコツ～知的障害者へのアプローチ～」とし、開催にあたり地域の関係者、関係機関に募集を行った。 平成25年2月7日 112人（地域の関係者、関係機関等43人）</p> <p>○ 市街地に設置した生活介護事業所「さんぼみち」において、地域住民を対象とした交流会を開催した。参加者 100人</p>	施設名	延べ利用人数	利用団体	体育館	462人	一般市民等	グラウンド	623人	少年野球チーム、ボーイスカウト、社会人野球チーム	テニスコート	964人	一般市民等	プール	13人	(福)友愛会（東日本大震災被災施設）	計	2,062人	
施設名	延べ利用人数	利用団体																			
体育館	462人	一般市民等																			
グラウンド	623人	少年野球チーム、ボーイスカウト、社会人野球チーム																			
テニスコート	964人	一般市民等																			
プール	13人	(福)友愛会（東日本大震災被災施設）																			
計	2,062人																				

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定	
【評価項目4 効率的かつ効果的な施設・整備の利用】	<p>・外部の有識者を入れた資産利用検討委員会において検討した結果、24年度において、旧管理棟跡地を整地し、利用者の日中活動の場や、地域交流の場として活用するとともに、休日等に地域住民に開放し、その有効活用を図った。</p>				

<p>[評価の視点] ・保有する建物等の資産について、適時・的確に利用方法等を検討し、有効活用に努めているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>[評価の視点] 実績：○ ・外部の有識者を入れた資産利用検討委員会において検討した結果、24年度において、旧管理棟跡地を整地し、利用者の日中活動の場や、地域交流の場として活用するとともに、休日等に地域住民に開放し、その有効活用を図った。 (業務実績「①効率的かつ効果的な利用の検討」P11参照)</p>	
<p>・施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効率的かつ効果的な利用が図られているか。</p>	<p>実績：○ ・施設利用者の高齢化や障害の程度に合わせて活動内容が選択できるよう第5次寮再編で空き寮となった旧こまくさ寮の居室等の改修し、活動支援棟の新たなサテライトとして活用を図った。また、その一部について(社福)友愛会の日中活動の場として提供した。 (業務実績「②施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討」P11参照)</p>	
<p>・保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。</p>	<p>・平成24年度監事監査(期中監査 平成24年12月、期末監査 平成25年5月実施)において、監事からの指摘事項はなかった。</p>	
<p>・施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。</p>	<p>実績：○ ・地元行事としても定着した「のぞみふれあいフェスティバル(第10回)」では、約2,100人の地域住民、ボランティア等が参加し、好評を得ている。 (業務実績「②福祉関係者等への活動の場としての活用」P11～12参照)</p>	
<p>・地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。</p>	<p>実績：○ ・地域の知的障害者(児)及び家族等に対し、積極的に外来診療を実施した他、学校などと連携を図り、ケースカンファレンス等も随時実施することにより、地域全体での包括的な支援に取り組んだ。 (業務実績「①診療所の機能の活用」P11参照)</p>	
<p>・「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。 その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：－ ・「独立行政法人整理合理化計画」における資産についての処分等に関する指摘はされていない。</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」(平成19年12月)の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p>	<p>3 合理化の推進 重度かつ高齢の知的障害者という施設利用者の特性を十分考慮しながら、契約は原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p>	<p>3 合理化の推進 (1) 「随意契約見直し計画」に基づく取組等</p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組 平成24年度においても、「随意契約見直し計画」に基づく取り組みを着実に進め、契約の適正な実施を図るとともに、その取組状況を公表する。</p>	<p>3 合理化の推進 (1) 「随意契約等見直し計画」に基づく取組等</p> <p>① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組 平成24年度においては、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。 なお、会計規程第33条の2に基づき、該当する契約(予定価格が100万円を超える契約)については、のぞみの園ホームページに掲載し、公表した。</p>

<p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>② 競争性、透明性の確保 一般競争入札等のうち企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>(2) 入札・契約の適正な実施の確保 契約監視委員会による審議、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>(3) 外部委託の検討 平成24年度における新しい事業等の実施状況を見極めながら、外部委託の検討を行う。</p>	<p>② 競争性、透明性の確保 ○ 「一者応札・一者応募に係る改善方策について」(平成21年7月24日付け)に基づき、競争性、透明性が確保できるように努めた。</p> <p>○ 競争性のない契約(随意契約)のうち、電気料金・ガス料金及び上下水道料金といった公共料金の契約を母数に入れずに競争性のある契約の割合を算出すれば74.4%となった。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>競争性のある契約</td> <td>29件 (74.4%)</td> </tr> <tr> <td>競争性のない契約</td> <td>10件 (25.6%) ※公共料金を除く</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>39件 (100%)</td> </tr> </table> <p>(2) 入札・契約の適正な実施の確保 監事監査・内部監査において、会計規程第31条、第32条及び第33条の規定に基づいた入札・契約が適正に実施されているか、関係書類等の内容のチェックを受けた。その際、随意契約見直し計画の実施状況についてのチェックも受けたが、いずれも問題となる指摘はなかった。 また、平成24年度中(平成24年8月7日、12月21日)に当法人の契約監視委員会が開催され、契約実績及び予定の見直し・点検が行われたが、いずれも問題となる指摘はなかった。</p> <p>(3) 外部委託の検討 外部委託についての検討は行ったが、新たな外部委託業務はなかった。</p>	競争性のある契約	29件 (74.4%)	競争性のない契約	10件 (25.6%) ※公共料金を除く	計	39件 (100%)
競争性のある契約	29件 (74.4%)								
競争性のない契約	10件 (25.6%) ※公共料金を除く								
計	39件 (100%)								

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定							
<p>【評価項目5 合理化の推進】</p> <p>[数値目標] ・随意契約見直し計画に基づき、競争性のある契約を60%以上とする。</p> <p>[評価の視点] ・「随意契約見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p> <p>・一般競争入札等の実施状況はどうか。そのうち、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>・「随意契約等見直し計画」に基づき、計画通り見直しを進めた。</p> <p>[数値目標] ・競争性のない契約(随意契約)のうち、電気料金・ガス料金及び上下水道料金といった公共料金の契約を母数に入れずに競争性のある契約の割合を算出すれば、74.4%となり、実質上、目標を達成している。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>競争性のある契約</td> <td>29件 (74.4%)</td> </tr> <tr> <td>競争性のない契約</td> <td>10件 (25.6%) ※公共料金を除く</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>39件 (100%)</td> </tr> </table> <p>[評価の視点] 実績：○ ・「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。 また、会計規程第33条の2に基づき、該当する契約については、のぞみの園ホームページに掲載し、公表した。</p> <p>(業務実績「(1)「随意契約見直し計画」に基づく取組」P13～14参照)</p> <p>実績：○ ・入札案件について、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。また、「一者応募・一者応募に係る改善方策について」に基づき、競争性、透明性が確保できるよう努めた。</p> <p>(業務実績「(2)「入札・契約の適正な実施の確保」P14参照)</p>	競争性のある契約	29件 (74.4%)	競争性のない契約	10件 (25.6%) ※公共料金を除く	計	39件 (100%)				
競争性のある契約	29件 (74.4%)										
競争性のない契約	10件 (25.6%) ※公共料金を除く										
計	39件 (100%)										

<p>・入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>実績：○</p> <p>・監事監査・内部監査において、会計規程第31条、第32条及び第33条の規定に基づいた入札・契約が適正に実施されているか、関係書類等の内容のチェックを受けた。</p> <p>その際、随意契約見直し計画の実施状況についてのチェックも受けたが、いずれも問題となる指摘はなかった。</p> <p>(業務実績「(2)「入札・契約の適正な実施の確保」P14参照)</p>	
<p>・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○</p> <p>・監事監査において、入札・契約が適正に実施されているか、関係書類等の内容のチェックを受けた後、契約監視委員会において、更に見直し・点検が行われた結果、問題となる指摘はなかった。</p> <p>(業務実績「(2)「入札・契約の適正な実施の確保」P14参照)</p>	
<p>・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>該当なし</p>	
<p>・関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>該当なし</p>	
<p>・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)また、「随意契約等の見直し計画」が計画どおり進んでいるか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・平成24年度は、平成24年8月7日、12月21日に当法人の契約監視委員会が開催され、見直し・点検が行われた結果、問題となる指摘はなかった。また、随意契約見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式を実施した。</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、3割縮減すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>重度の知的障害者に対する先導的かつ総合的な支援の提供等を目的とする国立の施設であることを踏まえ、次の取組を行うことにより、重度かつ高齢の知的障害者の自立に向けたモデル的な支援の確立に努めるとともに、他の知的障害関係施設等に対し、これらの知的障害者に対する支援方法等のモデルを提供する。</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組</p> <p>中期目標に基づき、より多くの地域移行の実現に向けて、地域移行の取組を丁寧かつきめ細かく進める。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組</p> <p>① 施設利用者の地域移行のスピードアップ</p> <p>施設利用者の地域移行の取り組みについて、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取り組み、平成24年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。</p>	<p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組</p> <p>① 施設利用者の地域移行のスピードアップ</p> <p>○ 地域移行の実績</p> <p>地域移行への取組は、これまでどおり丁寧かつきめ細かく計画的に進めた。平成24年度においても、地域移行の推進に向けて、具体的かつ重点的に取組むため、平成18年度に設置した役職員から構成される「地域移行スピードアップチーム」における検討を継続し、実効性のある事業等を企画し実行した。なお、スピードアップチームの会議は4回開催した。</p> <p>○ 平成24年度においては、18人が地域移行のために退所し、24年度の目標値を達成した。(年々、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行が難しくなっている中で、第1期から通算150名が地域移行しており、この結果のみで独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して3割縮減するという目標を達成した。)</p>

<平成24年度地域移行者の状況>

性別	男 12人	女 6人
移行先都道府県	7県	群馬県11人、埼玉県2人、栃木県1人、神奈川県1人、長野県1人、岐阜県1人、島根県1人、
年齢	平均52.1歳 (20歳～70歳)	
在籍年数	平均24年5カ月 (6ヶ月～41年4カ月)	

<地域移行の実績>

(単位：人)

第1期中期目標期間						第2期中期目標期間						合計
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	小計	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	小計	150
0	5	6	14	19	44	24	21	22	21	18	106	

- なお、これにより、平成24年度末の施設利用者数については、292人となり、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、約4割1分の減となった。
・施設利用者数
独立行政法人移行時 499人 → 292人 (△207人)
(※) 上記の地域移行の実績と差があるが、死亡等を含むため。
- 本人・保護者の同意が得られている者は、平成24年度末現在で45人となっているが、このうち移行先が決定している31人について、本人の状態の変化（疾病・高齢化等）により家族が躊躇している者が20人、長期待機者（3年～7年）が5人となっている。
また、移行先を探している14人についても、同じく本人の状態の変化（疾病・高齢化等）により、家族が躊躇している者が9人となっている。

<同意を得ている者の状況>

(平成25年3月31日現在)

区分	男	女	計
受入れ事業所決定（施設・自治体の入所調整による待機）	10	8	18
受入れ事業所決定（ケアホーム待機中、在宅）	9	4	13
受入れ事業所を探してる	8	6	14
計	27	18	45

<地域移行した者の障害程度区分の比較>

	第1期中期目標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
非該当	0人	0.0%	0人	0.0%	2人	9.5%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
区分1	1	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
区分2	3	6.8	0	0.0	1	4.8	1	4.5	2	9.5	2	11.1
区分3	9	20.5	6	25.0	2	9.5	1	4.5	2	9.5	2	11.1
区分4	10	22.7	9	37.5	3	14.3	5	22.7	4	19.1	3	16.7
区分5	11	25.0	5	20.8	9	42.9	10	45.6	8	38.1	7	38.9
区分6	10	22.7	4	16.7	4	19.0	5	22.7	5	23.8	4	22.2
合計	44人	100.0%	24人	100.0%	21人	100.0%	22人	100.0%	21人	100.0%	18人	100.0%

評価の視点等

自己評価

S

評価項目

評価

【評価項目6 施設利用者の地域移行のスピードアップ】

・地域移行の実現に向けては、本人や家族の意向を重視し、事業所見学や宿泊体験を実施しながら、丁寧な取り組みを進めた。利用者の重度・高齢化が年々進み、希望される住まいや日中活動の場等、移行先の確保が非常に難しくなり、平成24年度の地域移行者では、障害程度区分「5・6」の割合は約61%であった。第2期中期目標期間初年度の平成20年度の約38%と比べて、重度者の割合は大幅に増加した。
このような状況を踏まえ、地域移行スピードアップチームにおける検討を継続し、実効性のある事業等を企画・実行し、年度目標15～20人を超え、18人の地域移行を達成した。

<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度知的障害者のモデル的支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、3割縮減すること。 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行等により平成24年度末の利用者数は292人となり、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、約4割1分減となった。年々、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行が難しくなっている中で、第1期から通算150名が地域移行しており、この結果のみで独立行政法人移行時と比較して3割縮減するという目標を達成した。 <p>(業務成績「①施設利用者の地域移行のスピードアップ」P15～16参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成21年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度における地域移行者数は18人となり、数値目標である15～20人を平成20年度から引き続き達成した。 <p>(業務成績「①施設利用者の地域移行のスピードアップ」P15～16参照)</p>	
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者数について、独立行政法人移行時と比較して3割を縮減する目標に対する進捗状況はどうか。 	<p>[評価の視点]</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行等により、平成24年度末の施設利用者は、292人となり、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、約4割1分減となった。 第2期中期目標であった独立行政法人移行時と比較して施設利用者の3割縮減については達成した。 <p>(業務成績「①施設利用者の地域移行のスピードアップ」P15～16参照)</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績																																																				
	<p>① 実施計画の作成と実践 厚生労働省、関係地方自治体及び事業所等の協力のもと、施設利用者一人ひとりについて、次により地域移行に取り組むこととする。</p> <p>ア 本人及び保護者等家族への説明と同意の確保</p> <p>イ 地域移行に向けた個別支援計画に基づく生活・日中活動に関する個別支援の提供や、地域生活体験</p>	<p>② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践</p> <p>ア 本人及び保護者の同意を得るための取組 次の取り組みを行うことにより、平成24年度中に25人程度の保護者の同意を得る。</p> <p>a 移行先を具体的かつ丁寧に説明することにより、具体的な地域生活のイメージを持たせ、安心感を与える。</p> <p>b 地域で暮らせる可能性の高い比較的若い年齢(概ね60歳以下)の利用者について、改めて本人・保護者の同意を求める働きかけを行う。</p> <p>c 地域移行に向けた具体的な個別支援計画を作成する。</p> <p>d 移行前に地域生活体験ホームにおいて地域生活体験を経験させることにより、不安感を解消する。 また、自閉症及び自閉的傾向を伴う利用者について、新たな地域生活体験ホームを市街地に開設する。</p>	<p>② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践</p> <p>ア 本人及び保護者の同意を得るための取組</p> <p>○ 保護者総会や各寮毎に行われる保護者懇談会及び保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行の取り組みの状況等の説明を行った。 地域移行に関する説明の際には、視覚で地域での生活を理解していただくため、既に地域移行した者の生活の様子を撮影したDVD等を活用し、移行後の暮らしぶりについて理解と安心を得られるようにした。 地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」を年間6回作成し、保護者全員に配布した。 さらに、少しでも地域移行に関心を示した家族に対しては、出身地等の地域移行先の社会資源を紹介し、周辺の福祉環境が大きく改善されていることの理解を求めた。</p> <p>○ この結果、平成24年度においては、25人の保護者から新たに地域移行の同意を得た。</p> <p>平成24年度保護者懇談会実施状況</p> <table border="1" data-bbox="1694 1354 2703 1493"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施寮数</th> <th>参加家族数</th> <th>出席者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援課</td> <td>7</td> <td>56人</td> <td>82人</td> </tr> <tr> <td>自立支援課</td> <td>8</td> <td>74人</td> <td>113人</td> </tr> <tr> <td>地域生活体験ホーム</td> <td>1</td> <td>3人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16</td> <td>133人</td> <td>200人</td> </tr> </tbody> </table> <p><地域移行の同意を得られた推移></p> <table border="1" data-bbox="1694 1541 2783 1921"> <thead> <tr> <th></th> <th>新たな同意者数</th> <th>累計</th> <th>うち地域移行者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15～19年度</td> <td>66人</td> <td>66人</td> <td>44人</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>29人 (25人)</td> <td>95人 (91人)</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>32人 (30人)</td> <td>127人 (121人)</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>33人 (30人)</td> <td>160人 (151人)</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>25人 (24人)</td> <td>185人 (175人)</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>25人 (24人)</td> <td>210人 (199人)</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>210人 (199人)</td> <td>150人</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 数字は、疾病や死亡等で地域移行を断念したものを除いた数</p>		実施寮数	参加家族数	出席者数	特別支援課	7	56人	82人	自立支援課	8	74人	113人	地域生活体験ホーム	1	3人	5人	合計	16	133人	200人		新たな同意者数	累計	うち地域移行者数	平成15～19年度	66人	66人	44人	平成20年度	29人 (25人)	95人 (91人)	24人	平成21年度	32人 (30人)	127人 (121人)	21人	平成22年度	33人 (30人)	160人 (151人)	22人	平成23年度	25人 (24人)	185人 (175人)	21人	平成24年度	25人 (24人)	210人 (199人)	18人	合計		210人 (199人)	150人
	実施寮数	参加家族数	出席者数																																																				
特別支援課	7	56人	82人																																																				
自立支援課	8	74人	113人																																																				
地域生活体験ホーム	1	3人	5人																																																				
合計	16	133人	200人																																																				
	新たな同意者数	累計	うち地域移行者数																																																				
平成15～19年度	66人	66人	44人																																																				
平成20年度	29人 (25人)	95人 (91人)	24人																																																				
平成21年度	32人 (30人)	127人 (121人)	21人																																																				
平成22年度	33人 (30人)	160人 (151人)	22人																																																				
平成23年度	25人 (24人)	185人 (175人)	21人																																																				
平成24年度	25人 (24人)	210人 (199人)	18人																																																				
合計		210人 (199人)	150人																																																				

- 施設利用者の個別支援計画
施設利用者の個別支援計画等（施設入所支援・日中活動支援）の作成にあたって、地域生活への移行に向けて、洗濯・買い物等のIADL（手段的日常生活動作）が可能となるよう必要な支援内容を確認し、支援計画を作成した。
- 宿泊体験、地域生活体験等の実施
地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験を実施した。
具体的な地域移行の準備の第1段階として、設備・職員体制の整った地域生活体験ホームにおいて短期間の宿泊体験を実施し、第2段階では共同住宅を利用した地域生活体験ホームを長期間利用するなど段階的に実施した。
また、重介護や自閉的傾向を有する生活寮の施設利用者についても、受入れ体制の整った地域生活体験ホームにおいて、宿泊体験を実施した。

<平成24年度は次の2段階で実施>

	種 別	場 所	場 所	勤務体制
第1段階	宿泊体験	地域生活体験ホーム「くるん」	施設外法人所有	夜勤体制
第2段階	地域生活体験	地域生活体験ホーム「あおぞら」	施設外共同住宅	宿直体制

(※1) 宿泊体験

地域生活体験ホーム「くるん」(バリアーフリー)において、施設利用者の状況に合わせて短期(1泊~1カ月未満)の宿泊体験を行った。また、身体介護が必要な者や自閉的傾向を有する者について、地域生活を体験するために必要な支援体制を検証することを目的に、当該体験ホームにおいて宿泊体験も実施した。

<平成24年度宿泊体験の実施状況>

体験方法	実人数	延べ人数	延べ日数
一般的宿泊体験	13人	23人	114日
重介護型宿泊体験	1人	3人	11日
自閉症宿泊体験	5人	8人	50日
合 計	19人	34人	175日

(※2) 地域生活体験

施設利用者に対して、地域での生活に近い生活環境での地域生活体験を実施した。

地域生活体験ホーム「あおぞら」 3人

「くるん」 2人

年度末実人員 5人(年間実人数12人)

(※)「くるん」では、車いすを利用し、食事、排泄等常時身体介護を必要とする者も利用している。

- 具体的に地域移行を予定する者に対しては、移行先の事業所の見学や現地での宿泊体験を実施した。

実施体験	平成23年度				平成24年度			
	1回	2回	3回	5回	1回	2回	3回	4回
予定先	31人				29人			
見 学	1道1都9県				9県			
	21人	6人	1人	1人	18人	4人	1人	2人
宿泊体験	1回		2回		1回		2回	
	11人		8人		4人		4人	

<平成24年度地域移行した18人への取り組み状況>

利用者	見学回数	宿泊体験	利用者	見学回数	宿泊体験
1(男)	6	—	12(男)	3	—
2(女)	1	1回(2日)	13(男)	3	—
3(女)	9	—	14(男)	3	—
4(女)	4	—	15(男)	3	—
5(男)	1	—	16(男)	3	—
6(女)	0	—	17(男)	2	1回(8日)
7(男)	1	1回(5日)	18(男)	1	2回(17日)
8(女)	1	2回(38日)			
9(女)	0	—			
10(男)	4	1回(19日)			
11(男)	2	2回(38日)			

* 事業所見学については、必ず地域移行課職員による事前調査を行っている。
保護者については、原則として事前見学を行うこととしており、また、宿泊体験時にも見学し、本人の生活の様子を確認を実施している。

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定	
<p>【評価項目7 本人及び保護者の同意を得るための取組】</p> <p>[数値目標] ・平成21年度中に25人程度の保護者の同意を得る。</p> <p>[評価の視点] ・施設利用者の地域移行に向けて、施設利用者本人及び保護者等に対して、どのように取り組んでいるか。 ① 施設利用者及び保護者等への説明と同意の確保に関して、どのように取り組んでいるか。 ② 施設利用者に対する生活・日中活動支援や、地域生活体験の実施状況はどうか。</p>		<p>・各生活寮での保護者懇談会や、保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行に関する説明を行った。特に地域移行先の社会資源等を紹介し、地域移行の具体的なイメージ作りに努めた。 また、保護者全員に対し、「地域移行通信」を年6回定期的に発行・配布し、地域移行の状況に触れる機会を増やした。 さらに、地域生活体験ホームでの宿泊体験や移行予定先の見学・体験利用等で地域生活での自信と安心感を抱けるよう働きかけた。 これらにより25人の保護者から新たに同意を得ることができ、目標を達成した。</p> <p>[数値目標] ・平成24年度は、目標としていた25人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができた。 (業務実績「②地域移行の段階的なプロセスの実践」P17～18参照)</p> <p>[評価の視点] 実績：○ <①について> ・各生活寮での保護者懇談会や、保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行に関する説明を行った。特に地域移行先の社会資源等を紹介し、地域移行の具体的なイメージづくりに努めた。 さらに、保護者全員に対し、「地域移行通信」を年6回定期的に発行・配布し、地域移行の状況に触れる機会を増やした。 また、昨年度作成した地域で生活を始めて5年間を経過した方の暮らしぶりを紹介するDVDを活用し、生きがいのある生活を過ごしている様子を見ていただくことで、地域生活が順調に進められていることの理解が得られた。 <②について> ・地域生活への移行が円滑に行えるよう、利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験を実施した。 利用者の状況に応じた対応として、まず最初は、設備・職員体制の整った地域生活体験ホームで短期の宿泊体験を実施し、次に、施設外の地域生活体験ホームで長期の宿泊体験をする等、段階的な宿泊体験を実施した。 また、重介護の利用者や自閉的傾向を有する利用者に対しても、宿泊体験を行い、地域移行の可能性を見出すための取り組みを行った。 (業務実績「②地域移行の段階的なプロセスの実践」P17～18参照)</p>			
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績		
	<p>ウ 厚生労働省、関係地方自治体、事業所等の協力による移行先の確保</p> <p>エ 移行後の生活について、移行先の協力により本人、保護者が安心・信頼できる環境を整備</p>	<p>イ 地域移行の環境整備に向けた移行先の確保</p> <p>a 出身都道府県・市町村や地域のキーパーソンからの紹介等を受け移行先事業所を開拓する。 平成24年度においては、東京都、石川県に対して、重点的に地域移行への協力を依頼する。</p> <p>b 高齢知的障害者・自閉症及び自閉的傾向を伴う者の受皿としてのケアホームを拡充する。</p>	<p>イ 地域移行の環境整備に向けた移行先の確保</p> <p>(ア) 国・地方自治体への協力要請 【平成24年度の実績】 平成24年度の重点都道府県として、1都1県(東京都、石川県)にに対して重点的に協力を要請し、さらに、2県(栃木県、神奈川県)については、事業所を通じて取り組んだ。</p> <p>○ 全国障害保健福祉関係主管課長会議(平成24年2月20日開催) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から、国立のぞみの園の地域移行の取組への理解と協力を要請した。</p> <p>○ 東京都地域生活移行普及啓発事業「地域生活移行支援セミナー」(平成24年11月22日開催)にて、東京都内の事業所等に協力を要請した。</p> <p>○ 地域移行を予定している施設利用者の出身都道府県、市区町村に対して、随時・個別に地域移行に向けた具体的な調整を行った。</p>		

＜協力要請の状況＞

都道府県	1都3県	4回
市区町村	121市18区21町1村	263回
合計		267回

【平成25年度に向けての取組】

平成25年度の重点都道府県として、1都1県（東京都、埼玉県）に対して重点的に協力を要請する。

- 全国障害保健福祉関係主管課長会議（平成25年2月25日開催）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から、国立のぞみの園の地域移行の取組への理解と協力を要請した。

(イ) 地域のキーパーソンとなる福祉関係者からの紹介で、6都県15事業所が新たな協力事業所として確保することができた。

(ウ) 地域移行の受け皿としてのケアホームの定員増
群馬県出身者等を対象として、「おおいし」、「いしはら」、「さくら」「やちよ」の4か所のケアホームの運営を行った。24年5月に高齢・重度対応の「いしはら」を新設し、アパートを使用していた「旧やちよ」を閉鎖した。また、自閉的傾向を有する利用者を対象としたケアホーム「やちよ」を25年3月に新たに開設した。

名称	定員	現員	男性	女性	平均障害程度区分
おおいし	8人	8人	3人	5人	5.3
いしはら	8人	8人	3人	5人	5.9
やちよ	5人	5人	5人	0人	5.2
さくら	4人	4人	2人	2人	3.8
計	25人	25人	13人	12人	5.1

- なお、ケアホームに入居した重度高齢者の日中活動については、ケアホームの近隣に平成21年度に設置した生活介護事業所「さんぼみち」を利用している。
また、移動支援、行動援護、同行援護、基準該当、介護保険の通所介護を利用し、日中活動の範囲を拡大した。

ウ 移行者に対する地域生活の定着支援

- a 移行前の健康診断を実施する。
- b 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを徹底して行うほか、高崎市に所在するケアホーム等への移行者に対しては、地域生活支援センターによる支援を行う。

ウ 移行者に対する地域生活定着支援

(ア) 移行前の健康診断の実施
移行前の健康診断を診療所において実施した。併せて、移行先においても継続した医療支援が必要な場合に備えて、すべての移行者に診療情報提供書を交付した。これについては、利用者の高齢化により、医療情報が安心した地域での生活に不可欠であることから、地域移行3ヶ月前からのカンファレンスの段階から準備し、的確に支援が引き継げるよう取り組んだ。

(イ) 地域移行者のフォローアップ

- 地域移行者のフォローアップとして、地域移行した者を対象として、①移行先事業所等へ訪問し、本人と面接、②電話等の連絡により、生活の状況を確認した。
- 今後の地域移行を進めるための参考とするため、移行先事業所等と本人を対象としたアンケート調査（12事業所等、17人）を実施した。

＜フォローアップの状況＞

地域移行した者（退所者数）	116人
移行自治体数（都道府県）	32
男女別	男67 女49

※ フォローアップ対象者数は地域移行者150人のうち、平成23年度までに死亡した8人、のぞみの園運営ケアホーム入居者23人、再入所1人、25年3月31日退所した2人を除く、116人とする。

回数	人数
1	26
2～4	29
5～9	37
10～	24
計	116人

方法	延べ回数（実人数）
来所	27回（24人）
訪問	100回（65人）
手紙	48回（27人）
電話	641回（113人）
計	816回（229人）

	<p>② 地域移行モデルの情報提供 これまで蓄積された地域移行の実績等を踏まえ、他の知的障害関係施設等に対して、重度かつ高齢の知的障害者の地域移行に向けた支援モデルの情報提供を行う。</p>	<p>③ 地域移行モデルの情報提供 法人が発行するニュースレターを利用した困難事例の紹介や「地域移行を推進するための職員ハンドブック」の頒布等を通じて、他の知的障害者施設等に対して情報提供を行う。</p>	<p>③ 地域移行モデルの作成 平成23年度に作成した、本人及び保護者に対する同意を得る取り組みや、行政・事業所等との調整等、重度・高齢知的障害者の地域移行プロセスや事例、支援指針を取りまとめた「地域移行を推進するための職員ハンドブック」を頒布した。 頒布数 121冊</p>		
評価の視点等		自己評価	A	評価項目	評 定
<p>【評価項目8 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援】</p>		<p>・地域移行先を確保するため、平成24年度については重点都道府県として、厚生労働省を通じて1都1県の自治体に協力要請を行い、さらに、のぞみの園で、事業所を通じて栃木県及び神奈川県への協力要請を行い、移行先の事業所を開拓した結果、2人の地域移行が実現した。 また、各地域のキーパーソンとなる福祉関係者からの紹介で新たに15カ所の協力事業所が得られ、計画以上の成果を上げた。 平成24年度は、移行が特に困難な東京都について、都が主催する「地域生活移行支援セミナー」において、都内の事業所等に協力依頼を行った。 ・ケアホームの重度・高齢な入居者の生きがいのある日中活動の場を確保するため、ケアホームの近隣に平成21年度に立ち上げた生活介護事業所「さんぼみち」の支援メニューを見直すなど、地域生活定着支援に取り組んだ。 また、地域移行者へのフォローアップを行った際には、事業所や本人へのアンケート調査を実施し、個々の状況の把握に努めた。</p>			
<p>[評価の視点] ・施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整について、どのように取り組んでいるか。 ① 地域移行先を確保するための取組はどのように行っているか。 ② 移行後の生活について、移行先の協力を得て、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整備しているか。</p>		<p>[評価の視点] 実績：○ <①について> ・厚生労働省や関係団体が開催する全国規模の会議において、地域移行に関する資料等を提供し、協力を求める要請を行った。 また、平成23年3月に作成した、「地域移行を推進するための職員ハンドブック」を頒布し、当法人の地域移行について都道府県や関係事業所に対して理解を促した。 <②について> ・地域の受入先となる関係自治体や施設・事業所と連携を密にして、地域移行を予定する者に最も適した個別支援計画を作成した。 当法人が運営するケアホームでは、近隣の生活介護事業所の利用の他に、介護保険を活用したデイサービスの利用、地域での障害福祉サービスの移動支援・行動援護・同行援護・基準該当等を利用して、地域生活での充実を図った。 また、地域移行後のフォローアップとして、地域移行した者の移行後の様子の聞き取りや本人からの相談等、地域移行後のアフターケアに努めた。 ・利用者の高齢化により、医療情報は安心した地域での生活に不可欠であり、地域移行3ヶ月前からのカンファレンスの段階から準備し的確に支援が引き継げるよう取り組んだ。 (業務実績「ウ移行者に対する地域生活の定着支援」P20～21参照)</p>			
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成24年度計画			
<p>(2) 重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の知的障害関係施設等への普及に取り組むこと。</p>	<p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築するとともに、他の知的障害関係施設等に対して情報提供を行う。</p>	<p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援 ① 福祉と医療の連携によるサービス提供 行動障害及び高齢者や医療的配慮を有するなど著しく支援が困難な者に対して、自立した生活が可能となるよう、診療所機能を有効に活用し福祉と医療の連携による効果的なサービスを提供する。</p>		<p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援 ① 福祉と医療の連携によるサービス提供 自閉症及び行動障害等を有した利用者への支援は、特別支援グループで実施し、支援に際しては診療所の精神科医師、臨床心理士等連携して、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景・対応について検討を行って、個別のニーズの応じた施設入所支援や日中活動支援の提供を行った。また、高齢者や医療的配慮を有する者についても、医科、臨床心理科、機能訓練科等の診療所機能を活用して福祉と医療が連携した効果的なサービスを提供した。</p>	

		<p>② 新規受入の継続</p> <p>平成20年度から開始した行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の有期限の受入を継続するとともに、平成21年度より受け入れを開始した精神科病院に社会的入院をする知的障害者についても引き続き受入を継続し、施設入所支援や自立訓練等の日中活動支援を提供する。</p> <p>③ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援</p> <p>福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対して、出身地の福祉サービスと連携して地域での安定した自立生活に向けて、有期限の受入を継続し、自活訓練ホーム（定員7人）等において自立に向けた支援を提供し、対象者の地域移行の状況を踏まえ、2年間以内の地域移行を目指す。</p>	<p>② 新規受入の継続</p> <p>○ 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者及び精神科病院に入退院を繰り返す知的障害者の受入については、21年度に1人、23年度に2人、24年度は1人を受入れ、特別支援グループの寮での支援を行っている。 なお、21年度に受入れた精神科病院に社会的入院をしていた者については、医療との連携による支援を継続して行った結果、行動等の改善が認められ、24年度に退所した。</p> <p>○ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の受け入れについては、20年度の2人に引き続き、21年度は3人、22年度は4人、23年度は1人、24年度は6人の延べ16人を受入れた。 これらの対象者に対して、社会生活への適応と速やかな地域生活への移行を図るため、計画的かつ効果的に施設入所支援、就労移行支援、自立訓練を提供し、これまでに13人が地域移行・退所した。</p> <p>③ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者への支援</p> <p>ア 担当職員の要請と研修</p> <p>平成22年4月1日から「矯正施設を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設置（職員9人を兼務で任命）し、平成24年度中にプロジェクト会議を7回開催した他、他団体の主催する研修会（3ヶ所）に職員を参加させた。また、地域定着支援センター及び福祉施設等の経験を有する専門家を新たに参与（社会生活担当）として迎え、加えて犯罪にかかわった知的障害者への支援経験を有する専門家を参事として継続して委嘱し、参与・参事の指導の下、支援技術等の向上のための研究・検討を行った。 なお、刑務所等での知的障害者の状況を調査するため、次の施設を視察した。</p> <table border="1" data-bbox="1774 905 2769 1016"> <tr> <td>少年院</td> <td>榛名女子学園（群馬県北群馬郡榛東村）</td> <td>7月7日</td> </tr> <tr> <td>刑務所</td> <td>栃木刑務所（栃木県栃木市惣社町）</td> <td>10月10日、10月17日（2回）</td> </tr> </table> <p>イ 受け入れと支援の実践</p> <p>（ア）入所の決定と合同支援会議福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の受け入れに対しては平成24年度6人の受け入れを行い、平成20年度以降延べ16人の受け入れを行った。 受け入れについては、群馬県・岩手県・栃木県・埼玉県地域生活定着支援センターの依頼に基づき、矯正施設7か所へ出向き、7人の面接調査を行った。その結果、対象者は矯正施設退所後の帰住地が無く、所持金もわずかな状況であり、このままの状態では犯罪に結びつくことが予想された。そのため、今後福祉の支援に繋げることにより、再犯を防ぎ地域での生活が可能と判断されたもののうち、3名の入所を決定した。（24年度入所者の残りの3名については23年度中に入所が決定済み）24年度に面接を行った7名のうち1名については福祉的手続きが間に合わず入所を断念せざるを得ず、他の2名については精神的疾患等により治療を優先すべきとして入所の対象外とした。加えてもう1名については、入所時期が次年度になる事から次年度に調整を行うこととなった。 これと並行して、地域生活定着支援センターが主催する合同支援会議に参加し、矯正施設・保護観察所・援護の実施者（市町村）との協議の上、本人（矯正施設入所中）の同意のもと必要な福祉サービスの受給手続きを依頼し、地域生活移行を目標として当面の個別支援計画を作成した。</p> <p>（イ）支援の実践</p> <p>○ 法人内の関係部所と毎月定期的に情報共有のためのスタッフ会議を開催し、連携をした取り組みを行い、自立に向けての専門的な支援・運営を行った。</p> <p>○ 就労をめざし、日中活動として就労移行支援のサービスを提供した。 第一段階 体力強化・職場適正検査・就労意欲の向上 第二段階 職場見学、実習</p> <p>○ 就労経験も無く、生活訓練及び生活状態の確認が必要であると判断したものに対しては自立訓練（生活訓練）事業で受け入れた。</p>	少年院	榛名女子学園（群馬県北群馬郡榛東村）	7月7日	刑務所	栃木刑務所（栃木県栃木市惣社町）	10月10日、10月17日（2回）
少年院	榛名女子学園（群馬県北群馬郡榛東村）	7月7日							
刑務所	栃木刑務所（栃木県栃木市惣社町）	10月10日、10月17日（2回）							

〈支援実績〉

(性別)	障害 程度区分	罪名	出身地	退所矯正施設	入所期間	移行後の生活		
						場所	生活の場	就労等
A (男) ※	非該当	性犯罪	県外	県外少年院	10ヵ月	県外	通勤寮	一般就労
B (男) ※	非該当 →2	窃盗 (累犯)	県外	県外刑務所	11ヵ月	県内	アパート	一般就労
C (男) ※	4	窃盗 (累犯)	県内	県内刑務所	23ヵ月	県内	通勤寮	作業所
D (男) ※	2	窃盗 (累犯)	県外	県内刑務所	7ヵ月	県外	C・H	就労継続B
E (男) ※	3	窃盗 (累犯)	県外	県内刑務所	11ヵ月	県外	C・H	就労継続B
F (男) ※	5	窃盗 (累犯)	県内	県外刑務所	25ヵ月	県内	入所施設	就労継続B (予定)
G (男) ※	2	窃盗 (累犯)	県外	県内刑務所	7ヵ月	県外	在宅	無職
H (男) ※	2	窃盗 (累犯)	県内	県内刑務所	9ヵ月	県内	C・H	一般就労
I (男) ※	2	窃盗	県外	県外少年院	13ヵ月	県外	C・H	就労継続B
J (男)	3	傷害	県内	県外少年院				
K (男)	5	虞犯	県外	県外少年院				
L (男) ※	3	放火	県内	県内刑務所	5ヵ月	県内	通勤寮	就労継続B
M (男) ※	2	窃盗	県外	県外刑務所	4ヵ月	県外	G・H	一般就労
N (男) ※	4	窃盗	県外	県外少年院	8ヵ月	県外	C・H	就労継続B
O (男) ※	4	恐喝	県外	県外刑務所	3ヵ月	県外	自己都合で契約解除	
P (女)	2	器物破損	県内	県外刑務所				

※F・L・M・N・Oは平成24年度退所

(ウ) 地域移行後の支援会議の開催と参加

○ のぞみの園を退所して、単独でアパートで地域生活を始めた人に対して、支援チームを編成し、支援会議を開催してきた。(24年度は2回実施) 本人がケアホームでの生活を望んだことから、体験利用を行い、支援会議を経て生活の場を単身生活からケアホームでの生活に切り替えた。

○出身地に戻り、地域生活を送っている人に対しても、訪問を行い生活ぶりを確認しながら助言をするなどして地域生活の定着を目指している(平成24年度7回実施)

ウ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活を行う施設職員等研修に関する研究検討及び、研修、セミナーの実施

(ア) のぞみの園で平成22年度に開発した「研修プログラムを」基にした障害福祉施設職員を対象とした研修会を開催するにあたり、より効果的な研修内容となるよう矯正施設を退所した知的障害者等の地域移行支援を先駆的に取り組んでいる障害福祉施設・地域生活定着支援センター等で実際に支援に携わっている職員、また学識経験者、加えてアドバイザーとして法務省及び厚生労働省の行政担当者に参加を頂き検討を行った。(研究検討委員会 5回開催)

(イ) 検討結果を基に、矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活を行う施設職員等研修会を開催した。

・「福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会」(24年度3回実施)

①群馬会場 24年9月12日～14日(前橋市：群馬県社会福祉総合センター)

受講者：55人(修了者55人 うち、司法関係者13人)

②大阪会場 24年12月5日～7日(大阪市：新大阪丸ビル)

受講者：58人(修了者54人 うち、司法関係者11人)

		<p>(3) 高齢知的障害者への自立支援の取組</p> <p>① 高齢知的障害者への自立支援の取り組みとして、居住形態や日中の過ごし方等、今後に求められる支援の方向性等について引き続き検討する。 なお、検討に当たっては、外部から専門家等を招聘し、支援職員等を交えた検討の場を設置する。</p> <p>② 平成21年度より開始した入所利用者の高齢化に対応した日中活動や自立に向けた効果的な支援方法について引き続き検討を行う。 なお、検討にあたっては、外部の専門家を招聘し、専門的な指導助言を受ける。</p> <p>③ 認知症と疑われる高齢知的障害者への適切な支援のあり方を引き続き検討する。</p> <p>④ 高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、園内外において多様な研修等の機会を設け、専門性の向上を図る。</p> <p>⑤ 高齢者の重介護化に伴い、利用者への介護サービスを充実させるため、ニーズに応じた設備改修を実施する。</p> <p>⑥ 高齢知的障害者の地域での暮らしを見通した環境や暮らしの有り様を検討する。</p> <p>(4) 効率的・効果的支援を提供するための実施体制の検討</p> <p>① 入所利用者の高齢化に対応した効果的かつ効率的なサービス提供の観点から、寮編成等の支援体制のあり方を検討する。</p>	<p>③大阪会場 25年3月7日～9日（大阪市：新大阪丸ビル） 受講者：54人（修了者49人 うち、司法関係者11人）</p> <p>(ウ) 福祉関係者と司法関係者が一堂に会し、矯正施設退所者の支援に際して直面している課題を共有及び連携・協力の在りかた等について関係者間の共通の課題として認識を高められるセミナーを開催した。 『国立のぞみの園福祉セミナー2013』 福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて～Part5 平成25年2月21日～22日 受講者：243人（うち、司法関係者26人）</p> <p>(3) 高齢知的障害者への自立支援の取組</p> <p>① 高齢知的障害者への自立支援の取り組みとして、平成23年度に引き続き高齢者事例検討プロジェクトチームの会議を毎月開催し、個別事例ごとに、居住形態や日中の過ごし方等、今後に求められる支援の方向性等について専門家の助言・指導を受け、専門性の向上に努めた。</p> <p>② 高齢者支援グループの援助実践として、支援の実際の場面において平成23年度に引き続き招聘した専門家の助言・指導を受け日中活動のひとつとして、施設外にある地域生活体験ホームの設備を活用し、地域で過ごす活動を提供するとともに生活寮での食事、入浴、余暇場面等の生活支援の環境整備を行う等効果的な支援方法について検討した。</p> <p>③ 認知症研究班による会議を開催するとともに、認知症を発症した者及び認知症と疑われる者の適切な支援について検討するとともに事例を精査し、取りまとめを行い『50歳からの支援』と題して認知症に罹患した知的障害者の変化や支援者の気づき等に焦点をあてた事例集を刊行した。</p> <p>④ 県外の特別養護老人ホーム及び小規模多機能事業所等での実務研修へ4人の職員を派遣し、その内容について園内報告会を実施するとともに高齢者支援の専門家による体系的な職員研修会を4回開催した。また、外部団体等が主催する高齢者支援に係る研修やセミナー等へ職員の派遣を行った。</p> <p>⑤ 高齢者支援グループ他、各生活寮での介護ニーズに応じた、トイレ、浴室等の設備改修を行い、高齢化の進展した入所利用者の心身機能に配慮した生活環境の整備を行った。 また、重い障害のある人たちの地域での生活を支えるため、高度の医療を必要としない障害児・者の短期入所受入のため、あかしあ寮に専用居室（2個室）を整備するとともに、車椅子の移動を考慮し、寮外への避難通路の改修を行った。</p> <p>⑥ 医療的ケアを要する高齢者について、施設外にある地域生活体験ホームの設備を活用し、買い物や地域の住民との交流ができるような日中活動を提供した。</p> <p>(4) 効率的・効果的支援を提供するための実施体制の検討</p> <p>① 入所利用者の高齢化や重度化が顕著となり、個々の利用者の心身状況に配慮したサービス提供と地域移行等による入所利用者の減少を踏まえ、平成24年4月1日、第5次寮再編を実施し、新たな支援体制の下での利用者支援を開始した。1か寮を閉寮し、16か寮から15か寮体制とした。 また、心身機能に配慮した居住空間を確保するための望ましい各寮の入居者数及びその場合の支援体制のあり方等についての検討を行った。</p>
--	--	--	--

		<p>② 日中活動支援の充実とサービス提供体制の見直し 日中活動の充実及びサービス提供体制の有り様については、入所利用者の高齢化の現状とニーズを把握し、求められるサービスメニューの充実と支援体制の見直しを検討する。</p> <p>③ 就労支援事業等の充実 ア 自立（生活）訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業の充実に取り組む。</p> <p>イ 矯正施設等を退所した知的障害者に対して、安定した生活が営めるよう自立に向けた支援を行う。</p> <p>ウ 専門家を招聘し、指導・助言を受け、事業の推進を図る。</p>	<p>② 日中活動支援の充実とサービス提供体制の見直し 入所利用者の高齢化に相応した日中活動について、利用者個々の身体状況や障害の特性に応じて地域にある施設外生活介護事業所「さんぼみち」及び地域生活体験ホームを活用し、生活経験の拡大を図るメニューを提供した。また、施設内の生活寮や日中活動の場においても、楽しみながら体を動かし機能維持を図る介護予防体操の定着を図った。</p> <p>③ 就労支援事業等の充実 ア 自立（生活）訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業の充実として、特に利用者の工賃の増額について、昨年度より検討及び事業の効率化をすすめてきた。その結果、6月に支払基準の改正を行い、就労継続支援B型事業の利用者については、平均で約3倍（月額11,400円→月額34,300円）の工賃支給を可能とした。また、作業種についても新規の内容を増やした。利用者は10人の増であった。</p> <p>イ 矯正施設を退所した知的障害者の日中活動として就労支援の場を提供し、生活リズムの確立や働くことの意味、対人関係の理解等、段階的な支援プログラムに基づいて支援した。</p> <p>ウ 就労支援の専門家を毎月1回（2日）招聘し、事業の効率化および利用者の職業指導及び作業能力の向上を図った。</p>
--	--	--	--

評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評 定	
<p>【評価項目9 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援】</p> <p>・重度・高齢の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援のあり方を検討し、能力・障害の状況等に合わせた効果的な施設入所支援、日中活動支援の提供を行っているか。</p> <p>・行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関して、どのように取り組んでいるか。</p>	<p>・自閉症及び行動障害等を有する著しく支援が困難な者に対する支援については、診療所の精神科医師、臨床心理士等と連携して、特別支援グループあじさい・かわせみ寮において適切な支援を継続した。 高齢者支援については、専門家の助言・指導を引き続き得て、支援技術等の向上を図るとともに、特別養護老人ホーム等への実務研修を実施するなど、認知症や高齢者支援の有り様の検討を進めた。</p> <p>・福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の支援については、専門家を参与、参事として招聘し、支援プログラム等について助言・指導を受け、支援技術の向上を図った。 また、4県の地域生活定着支援センターからの依頼を受け、矯正施設7か所を訪問、面接調査を行い、そのうちの3人と昨年度受け入れが決定していた3人の計6人を受け入れ、社会生活への適応と地域生活への移行を図るための支援に取り組んだ。 なお、平成24年度には、初めて女性の知的障害者を受け入れ、自立訓練等のサービスを提供し、その支援に取り組んだ。</p> <p>実績：○ ・施設入所利用者の状態に合わせた施設入所支援及び高齢化等による疾病や身体状況等個々の利用者へのニーズに応じた日中活動を提供した。 なお、高齢化に対する取組として、高齢者支援グループを中心とした支援を提供しているところであり、支援の検討の有り様については、高齢者事例検討プロジェクトチーム、認知症研究班による検討を行うとともに体系的な職員研修や県外の特別養護老人ホーム等への実務研修を実施し、支援者の専門性の向上に努めた。 また、高齢者支援の専門家を23年度に引き続いて招聘し、支援の実際の場面及び高齢者事例検討会議において指導や助言を受けた。</p> <p>(業務実績「(3) 高齢知的障害者への自立支援の取り組み」(4) 効率的・効果的支援を提供するための実施体制の検討P24～25参照)</p> <p>実績：○ ・精神科病院に入退院を繰り返す知的障害者1人の受入れを行った。 また、21年度に受入れた精神科病院に社会的入院をしていた者への支援に関しては、生活環境や行動特性等に配慮した支援の上、精神科医師及び臨床心理士等との綿密な連携により行動等に著しい改善が認められ、平成24年5月31日退所した。</p>				

<p>・全国の知的障害関係施設等の参考となるよう、重度の知的障害者に対する地域移行を図るための支援モデルや、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するサービスモデルの構築に向けて、どのように取り組んでいるか。また、他の知的障害関係施設等への情報提供については、どのように取り組んでいるか。</p>	<p>・福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の支援については、平成23年度より本格的に実施した「自活訓練ホーム」の一層の充実に努め、支援の向上を図った。</p> <p>矯正施設7か所を訪問し、面接調査を行い、そのうちの3人と平成23年度中に受入れが決定していた3人の計6人を受入れ、当法人で作成した支援プログラムに基づいて、計画的かつ効果的なサービスを提供し、社会生活への適応と地域生活への移行に取り組んだ。</p> <p>(業務実績「(2) 行動障害を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援」P21～24参照)</p> <p>実績：○</p> <p>・認知症を発症した者及び認知症と疑われる高齢知的障害者への適切な支援のあり方として『50歳からの支援』と題した事例集を刊行した。</p> <p>(業務実績「(3) 高齢知的障害者への自立支援の取組」P24参照)</p>	
--	--	--

中期目標 (第2期)	中期計画 (第2期)	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>2 調査・研究</p> <p>(1) 重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと。</p> <p>なお、テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めること。</p> <p>また、調査・研究の内容に応じて、関係機関等と連携・協力により実施すること。</p>	<p>2 調査・研究</p> <p>(1) 調査・研究のテーマ等の設定</p> <p>調査・研究のテーマ等の設定に当たっては、重度知的障害者の地域移行プロセスの確立に関すること、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関すること、及び知的障害者の健康管理、医療と福祉の連携に関すること等、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものとなるようにし、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。</p>	<p>2 調査・研究</p> <p>(1) 調査・研究のテーマ</p> <p>① 地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成 (厚生労働科学研究費補助金：3年計画の1年次目)</p> <p>② 重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究 (6年次目)</p>	<p>1 調査・研究</p> <p>(1) 調査・研究のテーマ</p> <p>中期計画に掲げられている調査・研究のテーマ等の設定方針に従い、本年度は、厚生労働科学研究費補助金として「地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成」、社会福祉推進事業として「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する調査研究」、障害者総合福祉推進事業として「地域における短期入所(ショートステイ)の利用体制の構築に関する調査」を実施した。その他、著しい行動障害のある人の在宅生活を支える仕組みに関する研究、知的障害者の認知症ケアに関する研究など、合計13テーマの研究を実施した。</p> <p>① 地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成</p> <p>○ 65歳以上の知的障害者の実態に関する市区町村悉皆調査</p> <p>高齢知的障害者数を把握することを目的に全国の市区町村を対象とした悉皆調査を実施した。回収率69%の結果は、療育手帳所持者数は675,840人のうち65歳以上が5.7%であった。平成23年度の療育手帳所持者数は878,502人とされているため、全国の65歳以上の療育手帳所持者数を推計すると約5万人と推測された。また、高齢知的障害者の福祉サービス利用については、「介護保険サービス優先」「障害福祉サービス優先」「事例ごとに判断」「本人の利用意向優先」の4つのタイプが存在することが確認でき、障害福祉サービスと介護保険サービスの併給を381の自治体で行なっていることが分かった。</p> <p>○ 障害者支援施設における高齢知的障害者の入所・生活実態</p> <p>障害者支援施設に入所している65歳以上の知的障害者の身体・認知機能等の実態を把握するための悉皆調査を実施した。1,506事業所(回収率58.0%)の回答から、①入所者の10.2%が65歳以上の知的障害者であること、②65歳から74歳の段階で身体・認知機能の低下が顕著に見られることが明らかとなった。②については、およそ4人に1人が日中も車いすやベッドで過ごし、半数弱に何らかの認知症様の症状が生じていることが示された。利用者の高齢化によって生じる課題としては、人員の不足、設備や活動の不適、そして、それらを背景とした施設運営上のリスクが指摘された。又、先駆的な取り組みをしている施設の対応策として、①設備の整備、②医療体制の構築、③専門性の向上、④生活の流れの組み直し、⑤活動内容の変更、⑥成年後見制度の利用促進が行われていた。</p> <p>② 重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究</p> <p>○ 行動障害のある重度知的障害者と生活する家族のインタビュー調査</p> <p>前年度に引き続き新たに4人の家族に、特に学齢期に焦点を当ててヒアリング調査を実施した。結果、行動障害のある人が在宅で長期間生活するための5つの要件「安定した日中活動」「家庭内の物理的構造化」「確固としたスケジュール」「ひとりで過ごせる活動」「移動手段と体制」の重要性が裏付けることができた。加えて、4人中、通学困難な時期があった2事例は、早急に福祉サービスの活用を行っていたことがわかった。</p> <p>○ 行動援護サービス提供責任者研修の実施とその評価</p> <p>昨年度実施した、行動援護サービス提供責任者研修について、プログラムの内容の検討を行い、2日間の研修に修正し、実施した。その際、業務管理やネットワークのつくり方等について詳細に記された「行動援護サービス提供責任者ガイドブック」を副読本として作成し、配布した。</p>

		<p>③ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究（5年次目）</p> <p>④ 精神科病院における入院治療が必要な知的障害者の地域生活支援に関する調査・研究（2年次目）</p> <p>⑤ 知的障害者の地域生活を支える仕組みに関する調査～短期入所支援の実態調査</p> <p>⑥ 知的障害者の認知症ケアに関する調査研究（3年次目）</p> <p>⑦ その他当法人に必要な研究</p>	<p>③ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究 第1次調査として、全国の相談支援事業所（一般相談）に対し矯正施設退所者の相談支援の実績について往復はがきによる調査を行った。その結果、相談支援事業所における矯正施設退所者の相談者は年々増加しているものの、多くの相談支援事業所では相談経験がなかった。第2次調査として、矯正施設退所者を3ケース以上支援している相談支援事業所及び当該相談支援事業所のある道府県の地域生活定着支援センターの合計25か所の事業所に訪問して事例調査を行い77事例のデータを検討した。矯正施設退所者の地域生活支援のモデルとして、①地域生活支援の枠組みとしての「支援の三段階」があること、②地域生活が維持・継続出来る支援関係が重要であることが挙げられた。このモデルを踏まえて相談支援事業所、障害者支援施設、地域生活定着支援センターのそれぞれの役割について考察を行った。</p> <p>④ 精神科病院における入院治療が必要な知的障害者の地域生活支援に関する調査・研究 今年度、人口区分別に4か所の障害保健福祉圏域を抽出し、圏域すべての相談支援事業所25か所を対象に、精神科病院に入院した知的障害者の相談事例について調査を行った。全相談支援事業所から回答があった3圏域の結果から、人口10万人あたり3年間で平均3.5件の確率で、このような相談ケースにかかわっていることがわかった。又、精神科病院に入院する知的障害者の概ね40%は相談支援事業所がかかわっていると推測できた。前年度と合わせた全82事例を分析すると、入院期間は3か月未満の短期間が多いが、治療による変化が表れにくい行動上の問題や地域の受け皿不足が原因で長期入院に至る事例も14例存在することが確認できた。</p> <p>⑤ 知的障害者の地域生活を支える仕組みに関する調査～短期入所支援の実態調査 全国4,195件のショートステイ事業所すべてを対象に郵送方式で調査を実施した。調査の結果、ショートステイは小規模の定員の事業所が圧倒的に多く、大多数が入所施設等と一体的に運営されていた（併設型・空床型）。稼働率は、平均すると定員のほぼ半数程度の利用であったが、ほぼ満床の事業所から、利用実績ゼロまで大きなばらつきがあった。又、都市部ではショートステイが整備されていると言い難い状況であった。第2次調査として、事業所悉皆調査の結果から稼働率の高い単独型事業所22カ所への訪問調査を行った。その結果、単独型事業所は、地域や利用者ニーズに合わせて、①同一法人内のニーズ対応中心型、②地域の多様なニーズ対応中心・小規模型、③地域の多様なニーズ対応中心・大規模型の3つのタイプに分類することができた。調査結果の内容から、単特型ショートステイの普及啓発リーフレットを作成した。</p> <p>⑥ 知的障害者の認知症ケアに関する調査研究 のぞみの園における認知症ケアの支援の在り方を、海外で紹介されている認知症ケアの文献を参考に、わかりやすい内容としてガイドブックにまとめ（50歳からの支援～認知症になった知的障害者）、有償刊行物として発行した。</p> <p>⑦ その他法人に必要な研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設入所利用する前に行う面接について 矯正施設を退所した知的障害者を受け入れるにあたって、のぞみの園では、矯正施設に向いて面接を実施してきた。本研究では、過去に実施した25人の面接記録から、その特徴や課題を整理した。その結果、最近では、当初より質問項目数が平均で2.1倍に増えており、特に「社会の中に居たときのこと」「矯正施設に入った理由」の2領域の質問が明らかに増えていた。自活訓練ホーム設置後は職員間での情報共有が進んだことが、面接時の質問項目に反映したものと推測した。 ○ 高齢知的障害者の地域での日中活動の充実に向けて のぞみの園では余暇的な活動を中心に、高齢知的障害者に適した日中活動の提供を進めてきた。しかし、中には本人の趣味・嗜好や心身の状況に合っておらず、結果として参加出来る日中活動が少なくなっている利用者もいる。そこで、過去40年間の支援記録等から、①心身機能の状況、②活動歴（趣味、作業的活動、余暇的活動、寮内での役割）を整理したところ、現在でも、利用者一人ひとりに合わせた好みの活動を見つけることが出来た。これらの結果から、高齢知的障害者に適した日中活動の選定方法について検討した。 ○ 発達障害児の家族における不安特性の検討 診療所では、発達障害児の家族を対象とした心理教育のグループセッションを児童期・思春期に分けて行っている。本研究では、家族の不安を定量的に評価する尺度を用い、家族心理教育による効果を評価した。グループセッション開始前と6か月終了後に評価を行い、解析を行うこととした。結果は、開始前の段階で、不安尺度平均得点は児童期グループで平均46.6、思春期グループで平均41.0、又、特性不安尺度平均得点は平均48.9と54.1であり、高い不安状態であることが示された。今後は、介入後のデータと比較した解析を行う予定である。
--	--	---	--

(2) 調査・研究の実施体制等

① 方針・内容の協議

各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行う。

② 業務の計画的・効率的な実施

調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、国立のぞみの園研究会議の下に「調査・研究調整会議」を引き続き設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。

③ 外部の研究者等との連携・協力

調査・研究の内容に応じて、外部の研究者・関係機関等と連携・協力して実施することが効果的な場合には、適切な連携・協力体制の確保に努めることとする。

(2) 調査・研究の実施体制等

① 方針・内容の協議

外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成24年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。

② 業務の計画的・効率的な実施

ア 計画的かつ効率的に調査・研究を実施するため、国立のぞみの園研究会議の下に設置する「調査・研究調整会議」を定期的に開催し、国立のぞみの園研究会議における決定事項を踏まえ、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。

イ 調査研究における個人情報保護ならびに倫理面に関して、外部委員を交えた「倫理審査委員会」を開催し、研究内容の審査を行う。

③ 外部の研究者等との連携・協力

調査・研究の内容に応じて、外部の研究者や関係機関、関係団体等との連携・協力により実施することが効果的な場合には、適切な連携・協力体制を確保する。
また、人材活用の観点から、調査・研究の内容に応じて、全国の知的障害関係施設等の職員の参加を募って実施することも検討する。

○ シーティング指導の効果に関する研究

入所者が高齢化するに伴い、車いすを利用する人が増加し、その適合の見直しが必要とされている。高機能な車いすが次々と開発される中、シーティングという考え方にに基づき、入所者と車いすの適合について検証および見直しを行った。その結果、個々人の身体的特性に適した車いすを作成、導入することにより、車いす上でのより良い姿勢を保持することが可能となり、褥瘡や変形の憎悪などの二次障害の予防にもつなげることができた。

○ 高齢知的障害者の医療と介護の実態調査

本研究では、高齢知的障害者の骨折にどのような特徴があるのかを、のぞみの園の骨折事故と診療記録等から明らかにすることを目的とした。骨折事例全65件（実人数59人）から、転倒や骨折の典型と言われる尻・腿や肩と同程度の高い割合で、足指や手指の骨折が見られたほか、約半数が骨粗鬆症の診断を受けているおり、さらにてんかんの治療を行っていた。骨粗鬆症やてんかんといった医療情報や、複数回骨折を繰り返している人の特性を踏まえておくことが、転倒・骨折のリスクを軽減する上で大切な役割を果たすことが示唆された。

(2) 調査・研究の実施体制

① 方針・内容の協議

○ 国立のぞみの園研究会議の開催

外部研究会議委員として4人の有識者と内部研究会議委員2人、そしてオブザーバー（厚生労働省担当官）を交え、平成24年度は国立のぞみの園研究会議を2回開催し、平成24年度研究計画及び調査・研究結果の概要説明に対する指導・助言及び平成25年度の研究計画に対する指導・助言を受けた。

・国立のぞみの園研究会議開催状況

平成24年度 第1回（第8回） 平成24年6月28日開催
第2回（第9回） 平成25年3月22日開催

② 業務の計画的・効率的な実施

ア 調査・研究調整会議の開催

国立のぞみの園研究会議の決定事項を踏まえ、平成24年度は合計4回の調査・研究調整会議を実施し、研究毎に各部と連携協力し、研究の実施体制の整備を図った。

・調査・研究調整会議の開催状況

第1回 平成24年6月20日開催
「調査研究計画、研究検討委員会の構成、法人内研究チームについて」
第2回 平成24年10月25日開催
「実践研究の結果発表、研究の進捗状況について」
第3回 平成25年1月17日開催
「補助金研究の結果発表、研究の進捗状況について」
第4回 平成25年3月19日開催
「研究結果の概要報告、平成25年度研究テーマについて」

イ のぞみの園調査研究倫理審査委員会

調査研究における個人情報保護ならびに倫理面に関して、外部の有識者による審査委員3人と内部委員3人により構成される倫理審査委員会を設置し、平成24年度は1回開催した。

・のぞみの園調査研究倫理審査委員会の開催状況

第1回 平成24年5月30日開催 平成24年度8テーマの研究について審議

③ 外部の研究者等との連携・協力

○ 平成24年度は4つの研究テーマにおいて、以下の通り28人の外部研究協力者を交えた研究検討委員会を設置した。外部研究協力者には、大学関係者や全国の障害関係施設等の職員に参加を募り、研究計画や研究の実施・分析等の過程において、協働で研究を進めた。又、検討委員会には、オブザーバーとして厚生労働省社会・援護局、法務省矯正局ならびに保護局、地方自治体からの参加を得た。

研究テーマ	外部研究協力者
地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成	大学関係者2人（厚労省オブザーバー2人）
重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究	障害福祉サービス事業関係者13人

			<table border="1"> <tr> <td>福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究</td> <td>大学関係者等3人、地域定着支援センター2人、知的障害者入所施設関係者2人、障害福祉サービス事業関係者2人（法務省オブザーバー3人、厚労省オブザーバー3人、地方自治体オブザーバー2人）</td> </tr> <tr> <td>知的障害者の地域生活を支える仕組みに関する調査：短期入所支援の実態調査</td> <td>大学関係者1人、障害福祉サービス事業関係者3人（厚労省オブザーバー3人）</td> </tr> </table> <p>○ 他団体が実施する障害者総合福祉推進事業の研究検討委員等として、4事業延べ6人の研究員が企画段階から参画し、調査・分析を行なう等、積極的に協力した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施団体</th> <th>研究テーマ</th> <th>派遣研究員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会</td> <td>強度行動障害のある人のサービス利用実態調査と行動援護・強度行動障害評価基準の妥当性検証・強度行動障害の類型化と支援のポイント</td> <td>研究検討委員1人 調査事業担当1人</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会</td> <td>地域生活におけるリスク要因の抽出と評価・ハイリスク家族の発券方法と支援のあり方についての提案</td> <td>研究検討委員2人</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本発達障害ネットワーク</td> <td>発達障害者支援センターと市町村の発達障害支援機関との役割の明確化と効果的な業務遂行のあり方について・発達障害者支援センター等の業務マニュアル作成</td> <td>研究検討委員1人</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人日本知的障害者福祉協会</td> <td>グループホーム、ケアホームで生活する高齢知的障害者の特徴や支援の実態・居宅等で生活する高齢の障害者に必要なサービスや介護保険の在宅サービスと障害福祉サービスの有効な組み合わせモデルの提示</td> <td>研究検討委員1人</td> </tr> </tbody> </table>	福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究	大学関係者等3人、地域定着支援センター2人、知的障害者入所施設関係者2人、障害福祉サービス事業関係者2人（法務省オブザーバー3人、厚労省オブザーバー3人、地方自治体オブザーバー2人）	知的障害者の地域生活を支える仕組みに関する調査：短期入所支援の実態調査	大学関係者1人、障害福祉サービス事業関係者3人（厚労省オブザーバー3人）	実施団体	研究テーマ	派遣研究員	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会	強度行動障害のある人のサービス利用実態調査と行動援護・強度行動障害評価基準の妥当性検証・強度行動障害の類型化と支援のポイント	研究検討委員1人 調査事業担当1人	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会	地域生活におけるリスク要因の抽出と評価・ハイリスク家族の発券方法と支援のあり方についての提案	研究検討委員2人	一般社団法人日本発達障害ネットワーク	発達障害者支援センターと市町村の発達障害支援機関との役割の明確化と効果的な業務遂行のあり方について・発達障害者支援センター等の業務マニュアル作成	研究検討委員1人	公益財団法人日本知的障害者福祉協会	グループホーム、ケアホームで生活する高齢知的障害者の特徴や支援の実態・居宅等で生活する高齢の障害者に必要なサービスや介護保険の在宅サービスと障害福祉サービスの有効な組み合わせモデルの提示	研究検討委員1人
福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究	大学関係者等3人、地域定着支援センター2人、知的障害者入所施設関係者2人、障害福祉サービス事業関係者2人（法務省オブザーバー3人、厚労省オブザーバー3人、地方自治体オブザーバー2人）																					
知的障害者の地域生活を支える仕組みに関する調査：短期入所支援の実態調査	大学関係者1人、障害福祉サービス事業関係者3人（厚労省オブザーバー3人）																					
実施団体	研究テーマ	派遣研究員																				
社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会	強度行動障害のある人のサービス利用実態調査と行動援護・強度行動障害評価基準の妥当性検証・強度行動障害の類型化と支援のポイント	研究検討委員1人 調査事業担当1人																				
社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会	地域生活におけるリスク要因の抽出と評価・ハイリスク家族の発券方法と支援のあり方についての提案	研究検討委員2人																				
一般社団法人日本発達障害ネットワーク	発達障害者支援センターと市町村の発達障害支援機関との役割の明確化と効果的な業務遂行のあり方について・発達障害者支援センター等の業務マニュアル作成	研究検討委員1人																				
公益財団法人日本知的障害者福祉協会	グループホーム、ケアホームで生活する高齢知的障害者の特徴や支援の実態・居宅等で生活する高齢の障害者に必要なサービスや介護保険の在宅サービスと障害福祉サービスの有効な組み合わせモデルの提示	研究検討委員1人																				

評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評 定
【評価項目10 調査・研究のテーマ、実施体制等】	<p>・平成24年度は、これまで実態調査が行われて来なかった研究テーマについて大規模な調査を3本実施した。具体的には、「地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成」において、65歳以上の知的障害者の実態に関して全国の市区町村悉皆調査、さらに障害者支援施設における支援の実態に関する悉皆調査を実施した。また「地域における短期入所（ショートステイ）の利用体制の構築に関する調査」において、4,000件を超える障害福祉分野の短期入所の実態に関して悉皆調査を実施した。</p> <p>また、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する調査研究」と「重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅支援を支える仕組みに関する調査・研究」の結果から、障害福祉サービス従業者向けの研修プログラムを作成し、実施した。その他、精神科病院に入院しているの知的障害者の実態と医療と福祉の連携、認知症に罹患した知的障害者のケアに関する研究等、合計13テーマの研究を実施した。</p> <p>調査・研究のテーマに関しては、のぞみの園研究会議や調査・研究調整会議において、その内容に関する審議・評価を行った。また、研究の成果を紀要にまとめ、関係者に配布している。</p>			

<p>[数値目標] ・外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成21年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。</p>	<p>[数値目標] ・「国立のぞみの園研究会議」を2回開催し、調査・研究テーマとその結果について指導・助言を受けた。</p> <p>(業務実績「(2) 調査・研究の実施体制等」 P 2 8～2 9 参照)</p>	
<p>・調査・研究を6テーマ以上を実施する。</p>	<p>・3つの大規模な悉皆調査を含む、13テーマの調査・研究を実施し、その成果を紀要並びに刊行物としてまとめた。</p> <p>(業務実績「(1) 調査・研究のテーマ」 P 2 6～2 8 参照)</p>	
<p>[評価の視点] ・重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。</p>	<p>[評価の視点] 実施：○ ・計画していた調査・研究テーマは、重度あるいは高齢知的障害者、行動障害等を有する知的障害者の生活支援に密着に関わるものが中心であり、その他、地域生活の移行が困難とされる矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活支援に注目したものである。また、外部の障害福祉関係団体の要請を受け、のぞみの園の研究テーマと関連した4つの調査・研究事業に研究員を派遣し、調査・分析に積極的に協力した。</p> <p>(業務実績「(1) 調査・研究のテーマ」 P 2 6～2 8 参照)</p>	
<p>・設定されたテーマ等に対して、どのような実施体制により取り組んでいるか。 また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。</p>	<p>実施：○ ・年間4回の調査・研究調整会議を開催し、研究テーマの妥当性や進行管理、さらに成果の検証を行っている。各研究の研究倫理に関しては、のぞみの園調査研究倫理審査委員会により審議した。又、各研究テーマについては、28名の外部研究協力者、そしてのぞみの園生活支援部、就労支援部、地域支援部、診療所との連携を図り実施した。</p> <p>(業務実績「(2) 調査・研究の実施体制等」 P 2 8～2 9 参照)</p>	

中期目標 (第2期)	中期計画 (第2期)	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>(2) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。</p> <p>① 広報媒体を活用した情報発信 調査・研究の成果について、ニュースレターや法人ホームページ等の広報媒体を一層活用して、情報発信に努めること。</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等への普及・活用を図る。</p> <p>① 広報媒体の活用 研究紀要を年間1回以上発行するほか、ニュースレターや法人のホームページに分かりやすく掲載するなど、情報発信に努める。 また、関係学会や関係団体等の協力を得て学会誌、機関誌への掲載を図る。</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 広報媒体の活用 ア 調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。</p> <p>イ 調査・研究の成果を、障害福祉の実践現場で活用できるような形式でまとめたガイドブックを発行する。</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 広報媒体の活用 ア 研究紀要の発行等 ○ 紀要第5号を平成24年6月に発行し(600部)、全文をホームページに掲載した。又、平成24年度研究は、平成25年第1・四半期発行(700部)に向けて取りまとめを行った。</p> <p>○ 調査・研究の成果を年間4回発行(各3,600部)のニュースレターに分かりやすく掲載した。なお、成果の積極的な普及を図るため、頁を前年度の16頁から20頁ないし24頁に変更し、内容の充実を図った。</p> <p>○ 広く調査・研究の成果を公表する場として、平成24年9月よりFacebookにおいて、「のぞみの園研究部のページ」を開設し、継続的に情報提供を行った。</p> <p>イ ガイドブック等の刊行物 ○ 今年度は以下の2冊を新たにまとめ発行した。 ・『50歳からの支援～認知症になった知的障害者』 認知症に罹患した高齢知的障害者の支援のポイントと実践事例の紹介 ・『行動援護サービス提供責任者ガイドブック』 行動援護サービス提供責任者研修の副読本として事業所運営・管理方法のまとめ</p>

<p>② 講演会等の開催</p> <p>知的障害関係業務に従事する職員等を対象とした講演会等を開催し、主要な調査・研究の成果の紹介を行うこと。</p> <p>③ 各種研究会等を活用した普及</p> <p>全国的な各種研究会、学会等への出席の機会を捉えて、調査・研究成果の紹介・普及に努めること。</p>	<p>② 研修会、講演会等における発表</p> <p>国立のぞみの園が主催する研修会等において、調査・研究の成果を発表する機会を設ける。</p> <p>また、関係団体等の講演会、研究会等において、出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介するなどの普及に努める。</p>	<p>ウ 障害福祉に関係する各種学会の学会誌、関係団体の機関誌への調査・研究の成果を報告し、普及を図る。</p> <p>② 研修会、講演会等における発表</p> <p>ア 国立のぞみの園が主催するセミナー等において、調査・研究の成果を発表する。</p> <p>イ 関係団体等の講演会、研究会、学会等における出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介する。</p>	<p>○ 今年度発行の2冊と前年度までに刊行してきた5種類の刊行物について、合計1,321冊の有償頒布を行った。</p> <p>○ 単独型ショートステイ事業の普及啓発を目的とした「身近な場所で支えてみませんか? ～地域でショートステイを推進するために」を作成(4,500部)。全国の市区町村・ショートステイ事業所等に配布した。</p> <p>ウ 学会誌・関係団体機関誌等への掲載</p> <p>○ 『地域で生活する高齢知的障害者のサービス利用に関する研究』(発達障害研究第34巻第1号(日本発達障害学会)に掲載)</p> <p>○ 『わが国の地域生活移行の現状と課題～知的障害者の障害者支援施設からグループホーム・ケアホームの移行に着目して』(発達障害研究第34巻第3号(日本発達障害学会)に掲載)</p> <p>○ 『高齢知的障害者の地域での日中活動』(さぼ一とNo.669(日本知的障害者福祉協会)に掲載)</p> <p>○ 『高齢知的障害者の支援ー健康と医療ー』(さぼ一とNo.670(日本知的障害者福祉協会)に掲載)</p> <p>② 研修会、講演会等における発表</p> <p>ア 当法人主催のセミナー等における発表</p> <p>当法人が主催する「福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会」「行動援護サービス提供責任者研修」「18歳までの福祉サービス～行動障害のある障害児を支える教育と福祉の連携の在り方について」、さらに福祉セミナー(福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けて～Part5)において、調査・研究の成果を発表した。</p> <p>イ 関係団体等の講演会等における発表</p> <p>全国の関係団体等からの依頼を受け、講演会等において、これまでの調査・研究の成果を発表するとともに、直近の調査・研究の成果を学会や研究会で発表した。</p> <p>(主な研究会・学会発表とテーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『知的障害者用認知症判別尺度DSQIID日本語版の妥当性の検討～感度・特異度の検討』(平成24年5月19日、20日 日本認知症ケア学会) ・『福祉の支援を必要とする矯正施設退所者支援の課題～アンケート調査の自由回答記述の分析から』(平成24年6月2日、3日 日本社会福祉士会) ・『障害者支援施設における矯正施設を退所した知的障害者の地域生活移行支援に関する実態調査』(平成24年8月4日、5日 日本司法福祉学会) ・『知的障害者が精神科入院治療に至る経過の探索的調査』(平成24年8月11日、12日 日本発達障害学会) ・『知的障害者入所施設からグループホーム・ケアホームの移行の実態～社会福祉法人を対象とした調査から』(平成24年8月11日、12日 日本発達障害学会) ・『重度の知的障害者が在宅生活を支えるために必要なサービスとは～日中活動の獲得に困難をきたした2事例を通して』(平成24年8月25日、26日 自閉症カンファレンスNIPPON) ・『矯正施設を退所した知的障害者を先駆的に受入れている施設の受入れ方法と支援課題に関する研究～障害者支援施設へのヒアリング調査から』(平成24年10月20日、21日 日本社会福祉学会) ・『重度あるいは行動障害のある知的障害児者の在宅生活を支えるサービスに関する研究～行動援護を中心に』(平成24年10月20日、21日 日本社会福祉学会)
---	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> 『高齢知的障害者の健康管理と医療・介護に関する調査・研究～のぞみの園利用者の診療記録から』 (平成24年10月20日、21日 日本社会福祉学会) 『施設入所利用する前に行う面接について～矯正施設を退所した知的障害者を受け入れるにあたって』 (平成24年11月2日 群馬県知的障害者福祉協会) 	
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定
【評価項目 1 1 成果の積極的な普及・活用】	<ul style="list-style-type: none"> 調査・研究の成果については、研究紀要第5号の発行とニュースレターやホームページ等を活用し情報提供すると同時に、福祉施設等で活用しやすいガイドブックの作成、学会発表、学会誌や関連する機関誌への投稿を積極的に行った。又、群馬県知的障害者福祉協会研究会や自閉症カンファレンスNI PPON等、知的障害者福祉関係者が多数参加する場を活用し、広く研究結果の普及に務めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の研究成果を研究紀要第5号として、平成24年6月に発行した(600部)。 <p>(業務実績「①広報媒体の活用」P30～31参照)</p>		
[数値目標] <ul style="list-style-type: none"> 研究紀要を年間1回以上発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度研究結果については、紀要第6号(700部)として平成25年度第1・四半期発行へ向けて準備を進めた。又、研究紀要第5号の全文をホームページに掲載した。毎号ニュースレターにおいて、調査・研究の要旨をわかりやすく掲載し、今年からFacebookページを活用し研究内容の情報発信を行なっている。 <p>(業務実績「①広報媒体の活用」P30～31参照)</p>			
<ul style="list-style-type: none"> 調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。 	[評価の視点] 実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 調査・研究の成果を学会誌や関連する機関誌に投稿し、多くの学会や障害福祉関係者が集う場で積極的に発表してきた。また、福祉施設等で活用できるガイドブックとして、認知症に罹患した知的障害者の支援のポイントをまとめた『50歳からの支援』と『行動援護サービス提供責任者ガイドブック』を発行した。また、単独型ショートステイ事業の普及啓発を目的としたリーフレット『身近な場所で支援してみませんか?』を全国の市区町村等に配布した。 <p>(業務実績「(3)成果の積極的な普及・活用」P30～32参照)</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 調査・研究の成果に関する評価の把握は行っているか。また、把握しているのであれば、どのような評価を得ているのか。 	実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 調査・研究の成果に対しては、外部の有識者からなる国立のぞみの園研究会において、意見等を伺う仕組みを設けている。「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究」や「地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成」をはじめとした実践的な研究について、外部の有識者から高評価を得た。 調査・研究の成果については、広報媒体物を利用した発表を中心に行っており、これを統計的に把握していないが、福祉施設等における活用を目的としたガイドブックに関しては、合計1,321冊が有償での注文を受け配布した。 研究結果を活用し、新たに当法人で企画し開催した研修会において、受講生に対するアンケート結果として、内容の満足度・理解度を調査しており、概ね9割以上が好評との評価を得ている。 <p>(業務実績「②研修会、講演会等における発表」P31～32参照)</p>			

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>3 養成・研修 次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供すること。 また、養成・研修の成果等が知的障害関係施設等で活用されるなど、実効性のあるものとなるように内容等を具体的に設定するとともに、成果等を発表する機会を設けること。</p>	<p>3 養成・研修 次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供すること。 なお、養成・研修の成果等が、知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、具体的な内容、達成すべき目標等について、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。</p> <p>(1) 養成・研修 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して研修会等を開催する。 また、国立のぞみの園のフィールドを活用した大学・専門学校の学生等の実習生の受入れについては、実習の目的に沿った実習プログラムを作成することとし、計画的かつ効果的な実習を提供する。 なお、こうした研修会等の場において、調査・研究の成果等を発表する機会を確保するよう、養成・研修プログラムを工夫する。</p>	<p>3 養成・研修</p> <p>(1) 養成・研修 ① 研修会、セミナーの開催 ア 国の政策課題となっているテーマや全国の知的障害者関係施設、事業所において関心の高いテーマを取り上げ、国立のぞみの園が主催となり、次の福祉セミナーを実施する。</p> <p>a 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関して、福祉施設等における中心的立場の職員の専門性を高める研修会を実施する。</p> <p>b 国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択して福祉セミナーを2回実施する。</p>	<p>3 養成・研修</p> <p>(1) 養成・研修 ① 研修会、セミナーの開催 ア 当法人主催のセミナーの実施 全国の知的障害関係施設、事業所等の職員を対象として、次のセミナーを実施した。</p> <p>a 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関するセミナー 矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活支援についての全国的な普及に向けた啓発を行うとともに、平成22年度のぞみの園が実施した「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な職員研修プログラムに関する調査・研究」結果に基づき、次の研修会及びセミナーを開催した。</p> <p>・福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会 平成24年9月12日～14日 於：群馬県社会福祉総合センター 受講者：55人(修了者55人。うち、法務関係13人) アンケート結果 満足度 93%</p> <p>平成24年12月5日～7日 於：新大阪丸ビル新館 受講者：58人(修了者54人。うち、法務関係11人) アンケート結果 満足度 97%</p> <p>平成25年3月7日～9日 於：新大阪丸ビル新館 受講者：54人(修了者49人。うち、法務関係11人) アンケート結果 満足度 86%</p> <p>・国立のぞみの園福祉セミナー2013 「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて ～ Part 5 」 平成25年2月21日～22日 於：高崎シティギャラリー・コアホール 受講者：243人(うち、法務関係26人) アンケート結果 満足度 100%</p> <p>b 発達障害者(児)に関するセミナー 社会の中で、発達障害のある人々はさまざまな生きづらさを抱えおり、発達障害の人々が、より充実した社会生活を送れるよう福祉・教育・医療の現場が連携して支援することの重要性を趣旨としてセミナーを開催しており、今回は、障害者虐待防止法が10月に施行されることを受け、発達障害と虐待をテーマとして実施した。</p> <p>・国立のぞみの園福祉セミナー2012 「発達障害と虐待」 平成24年9月28日 於：高崎シティギャラリー・コアホール 受講者：308人(うち、外部259人) アンケート結果 満足度 89%</p>

		<p>c 行動援護に関する研修会を実施する。</p> <p>d 知的障害者（児）に必要な医療ケアや障害者支援従事者に必要な医学知識の紹介等を目的とした障害医療セミナーを実施する。</p> <p>イ 群馬県等の地方自治体から養成・研修事業を受託して実施する。</p> <p>② 実習生の受入</p> <p>ア 資格取得に当たって計画的かつ効果的な実習を提供するため、平成22年度に作成した実習プログラムに基づき、社会福祉士及び介護福祉士の養成に取り組む。</p> <p>イ 保育士、訪問介護員等の資格取得のための実習場所として、国立のぞみの園のフィールドの利用を希望する専門学校等の学生の受入を積極的に行う。</p>	<p>c 行動援護に関する研修 これまでに開催してきた行動援護従業者養成研修中央セミナーでのインストラクター養成研修をふまえ、行動援護等重度の発達障害がある人へサービスを提供している責任者・管理者向けに事業所運営の在り方について、及び、行動障害のある障害児を支える教育と福祉の連携のあり方について研修を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動援護サービス提供責任者研修 平成24年11月29日～30日 於：ルーテル市ヶ谷センター 受講者：52人 アンケート結果 満足度 93% ・18歳までの福祉サービス 平成25年1月26日 於：TKP神田ビジネスセンターANNEX 受講者：42人 アンケート結果 満足度 90% <p>d 障害医療セミナー 加齢による機能低下の進行が早い傾向にある高齢知的障害者における肺炎を中心とした呼吸器系の障害予防策として、摂食・嚥下障害の観点から演習を交えたセミナーを開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19回障害医療セミナー 知的障害者に対する摂食・嚥下障害への対応とコツ ～知的障害者へのアプローチ～ 平成25年2月7日 於：国立のぞみの園 受講者：112人（うち、外部等43人） アンケート結果 満足度 97% <p>イ 群馬県からの受託による養成・研修事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県知的障害者（児）ホームヘルパー養成基礎研修実施事業 平成24年5月23日 受講者29人 アンケート結果 満足度 100% 平成24年9月7日 受講者26人 アンケート結果 満足度 90% ・群馬県行動援護従業者養成研修実施事業 平成24年10月10日～12日 受講者19人 アンケート結果 満足度 94% <p>② 実習生の受入</p> <p>ア 平成22年度に作成した相談援助実習プログラム及び平成23年度に改訂した実習のしおりに基づき、社会福祉士及び介護福祉士の養成に取り組んだ。 なお、平成20年度から、5年間で122人（20年度13人、21年度25人、22年度30人、23年度26人、24年度28人）の相談援助実習生を受入れた。 さらに、実習懇談会において「国立のぞみの園相談援助実習計画書」の説明を行った。</p> <p>イ 資格取得のための実習受入 保育士等の各種養成機関の実習場所として、実習生の受入れを行った。 また、これ以外に課外授業のための1日実習として、次の受入れを行った。</p> <p>〈各種養成機関からの実習の受入〉</p> <table border="0"> <tr> <td>・相談援助実習の受入</td> <td>大学・専門学校</td> <td>11校</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td>・介護福祉士実習の受入</td> <td>専門学校</td> <td>1校</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>・保育実習の受入</td> <td>大学・短期大学等</td> <td>38校</td> <td>144人</td> </tr> <tr> <td>・専門学校臨地実習</td> <td></td> <td>2校</td> <td>87人</td> </tr> <tr> <td>・訪問介護員養成</td> <td></td> <td>2校</td> <td>66人</td> </tr> <tr> <td>・管理栄養士実習</td> <td></td> <td>1校</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>・医学生早期体験等</td> <td></td> <td>1校</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>56校</td> <td>332人</td> </tr> </table>	・相談援助実習の受入	大学・専門学校	11校	28人	・介護福祉士実習の受入	専門学校	1校	1人	・保育実習の受入	大学・短期大学等	38校	144人	・専門学校臨地実習		2校	87人	・訪問介護員養成		2校	66人	・管理栄養士実習		1校	2人	・医学生早期体験等		1校	4人	計		56校	332人
・相談援助実習の受入	大学・専門学校	11校	28人																																
・介護福祉士実習の受入	専門学校	1校	1人																																
・保育実習の受入	大学・短期大学等	38校	144人																																
・専門学校臨地実習		2校	87人																																
・訪問介護員養成		2校	66人																																
・管理栄養士実習		1校	2人																																
・医学生早期体験等		1校	4人																																
計		56校	332人																																

	<p>(2) ボランティアの養成 国立のぞみの園のフィールドを活用して、ボランティアを实践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。</p>	<p>(2) ボランティアの養成 ① ボランティアの積極的な受入 平成20年度に整備したボランティアメニューに沿って、ボランティアの積極的な受入を行う。 また、新規ボランティアの開拓に努める。 ② ボランティア人材の養成 次代を担う人材の養成として、高校生、大学生等を受入、のぞみの園のフィールドを活用して、障害の理解や施設の役割について学べる機会を用意する。</p>	<p>・群馬県受託養成研修 2件 74人 ・その他 5校 17人 計 91人 合計 423人 〈課外授業のための1日実習の受入〉 ・秩父学園付属保護指導職員養成所 11人 ・群馬県警察学校 33人 ・専門学校 87人 ・高等学校 37人 ・大学 131人 ・その他(介護労働センター) 34人 合計 333人</p>	<p>(2) ボランティアの養成 ① ボランティアの積極的な受入 当法人のフィールドを活用して多様なボランティアを受け入れた。 また、8月2日に開催した「高校生のためのボランティア講座2012」では、高崎市内の3校の高等学校から、43人の生徒を受け入れ、利用者との交流、福祉機器の体験、作業体験等とおして、障害者支援について理解を深め、次世代の養成を図った。 さらに、9月19日に「大学生等のためのボランティア講座2012」を開催し、2校27人の大学生等が参加して障害者支援についての理解を深めた。 ② ボランティアメニューの周知 ボランティアの積極的な受入れや養成を行うために、高崎市広報やホームページに当法人のボランティアメニューを掲載し、随時受け付けた。また、「盆踊り」や「第10回のぞみふれあいフェスティバル」等のイベントではその都度受け入れた。 24年度のボランティアの受入は、延べ1,026人(23年度 1,074人)となった。</p>
--	---	---	---	---

評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評定	
<p>【評価項目12 養成・研修、ボランティアの養成】</p> <p>[数値目標] ・厚生労働省の助成事業により、行動援護従業者養成中央セミナー及び罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーを、平成21年度にそれぞれ1回実施する。</p> <p>・国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、福祉セミナーを平成21年度に2回実施する。</p>	<p>・平成24年度は、直近の国の政策課題や社会ニーズを踏まえ、実効性の高いセミナーを開催し、多くの参加者を得ることが出来た。このうち、福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に関するセミナーについては、多数の法務関係者の参加を得た。発達障害者の支援に関するセミナーについては、教育関係者、福祉施設職員、家族等の参加を得た。両セミナーでは、他領域の関係者との連携を重視しその目的を果たすことが出来た。 また、行動援護に関する研修については、行動援護サービス提供責任者研修の他、福祉と教育の連携をテーマとしたセミナーを実施した。</p> <p>[数値目標] ・平成24年度においては、行動援護サービス提供責任者研修会を東京都で1回開催した他、教育と福祉サービスの連携をテーマとした研修会を東京都で開催し、合わせて2回開催した。 また、福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の支援に関するセミナーと研修会を合わせて4回実施した。 (業務実績「①研修会、セミナーの開催」P33～34参照)</p>	<p>・のぞみの園福祉セミナーとして、平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行されることに合わせて「発達障害と虐待」をテーマに実施するとともに、「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けてPart5」と合わせて2回実施した。 (業務実績「①研修会、セミナーの開催」P33～34参照)</p>			

<p>・最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成22年度に2回実施する。</p>	<p>・障害医療セミナーに関しては、「知的障害者に対する摂食・嚥下障害への対応とコツ～知的障害へのアプローチ～」のテーマを取り上げ、演習をまじえて実施した。</p> <p>(業務実績「①研修会、セミナーの開催」P33～34参照)</p>	
<p>・養成・研修の参加者の満足度が80%以上とする。 (平成22年度からアンケート内容を適正に改善して実施する。)</p>	<p>・セミナー等の開催に伴い参加者より「満足度」についてアンケート調査を実施した結果、セミナー内容等に対し平均して満足度94%の評価を得た。</p>	
<p>[評価の視点] ・養成・研修の実施状況はどうか。</p>	<p>[評価の視点] 実績：○ ・平成24年度においては、全国の知的障害者関係施設職員等を対象として、行動障害、発達障害への対応、高齢知的障害者への対応等や国の政策課題となっている福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援、及び「発達障害と虐待」をテーマに実施し、合わせて924人の参加者を得ることが出来た。</p> <p>(業務実績「①研修会、セミナーの開催」P33～34参照)</p>	
<p>・国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる養成・研修の内容・テーマとなっているか。</p>	<p>実績：○ ・平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行されることに合わせて「発達障害と虐待」をテーマに取り上げ好評を得た。 また、福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者への地域生活支援をテーマとしたセミナーでは、全国各地に設置された地域生活定着支援センター職員のほか、刑務所等の法務省関係者が多数参加し、今後の制度政策、事業展開に大きく貢献することが出来た。</p> <p>(業務実績「①研修会、セミナーの開催」P33～34参照)</p>	
<p>・大学・専門学校の学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。</p>	<p>実績：○ ・平成22年度に当法人と教育機関が連携して作成した相談援助実習プログラム及び平成23年度に改訂した実習のしおりに基づき、社会福祉士及び介護福祉士の養成に取組んだ。</p> <p>(業務実績「②実習生の受入」P34～35参照)</p>	
<p>・ボランティアの養成の取組状況はどうか。</p>	<p>実績：○ ・施設のフィールドを活かした多様なボランティアを積極的に受け入れ、「高校生ボランティア講座2012」及び「大学生等のためのボランティア講座2012」を開催した。 また、ボランティアの積極的な受け入れや養成を行うために、高崎市広報や、ホームページにボランティアメニューを掲載し、随時受け入れた。「盆踊り」や、「第10回のぞみふれあいフェスティバル」等のイベントでも受け入れ延べ1,026人となった。</p> <p>(業務実績「(2)ボランティアの養成」P35参照)</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>4 援助・助言</p> <p>重度知的障害者の地域移行、障害者自立支援法に基づくサービスの支援技術等、国立のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うことにより、知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能とな</p>	<p>4 援助・助言</p> <p>援助・助言の業務について、地方自治体等に周知することにより利用拡大を図るとともに、国立のぞみの園における地域移行の取組や障害者自立支援法に基づくサービスの実践、調査・研究の成果等を踏まえ、地域移行や様々なサービスの実施方法、支援技術等に関すること等について、専門的かつ効果的な援助・助言を実施する。</p>	<p>4 援助・助言</p> <p>(1) 援助・助言の利用拡大 ホームページ等の広報媒体を活用して、国立のぞみの園の業務や援助・助言の内容、利用方法等について、周知を図り、利用拡大に努める。</p>	<p>4 援助・助言</p> <p>(1) 援助・助言の利用拡大 国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法については、ホームページに掲載したほか、ニュースレターにて「国立のぞみの園における援助・助言について」(34号)の記事を掲載し、当法人の援助・助言に関する役割等を広く紹介し、援助・助言への活用を促した。 また、平成22年度に作成したPR用リーフレットをニュースレターに同封したほか、見学者や当法人の研修会及び他の法人の研修会等においても配布を行った。 これらの広報に努めた結果、障害者支援施設からの業務運営や、支援方法等に係わる問い合わせや職員の講師派遣要請等があり、対応した。</p>

<p>るよう、実効性のあるものとする事。 また、援助・助言の業務の周知を図り、全国の知的障害関係施設等からの利用がなされるよう努めること。</p>		<p>(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの実践を踏まえ、知的障害関係施設等に対して、事業運営の方法や支援技術等など、求めに応じて専門的かつ効果的な援助・助言及び情報提供を行う。 なお、専門的かつ効果的な援助・助言等とするため、調査・研究の成果についても積極的に活用して実施する。</p>	<p>(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供 知的障害者関係施設等の求めに応じて援助・助言を行った。問い合わせの内容については、制度等に関するものが減少し、支援の方法、健康・医療に関してのものが増加傾向にあることが顕著であり、併せて同様の内容による講演・講師派遣の依頼件数が増加し、平成23年度(31件)を上回る実績(56件)であり、参加者数も平成23年度(2,042人)を上回る実績(4,864人)であった。 また、支援の方法や地域移行等に関する問い合わせについては、調査・研究の成果である各種有償刊行物を有効活用し援助・助言を行なうとともに、より専門的かつ効果的な援助・助言を行うため、関係各部所との連携を図った。 平成24年度の「援助・助言」に相当する障害者施設等からの案件は124件である。 なお、「援助・助言」の要請の概要は、次のとおりである。</p> <p>平成24年度の件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な相談者等 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>障害者支援施設</td><td style="text-align: right;">124件</td></tr> <tr><td>都道府県</td><td style="text-align: right;">2件</td></tr> <tr><td>市町村</td><td style="text-align: right;">19件</td></tr> <tr><td>相談機関</td><td style="text-align: right;">25件</td></tr> <tr><td>居宅支援事業者</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>教育機関</td><td style="text-align: right;">5件</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">52件</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">227件 (平成23年度 200件)</td></tr> </table> ・対応方法 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>意見交換(視察)</td><td style="text-align: right;">28件</td></tr> <tr><td>職員を派遣</td><td style="text-align: right;">56件</td></tr> <tr><td>資料の提供</td><td style="text-align: right;">76件</td></tr> <tr><td>口頭説明(電話等)</td><td style="text-align: right;">67件</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">227件</td></tr> </table> ・主な問い合わせ内容 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>自立支援法に関して</td><td style="text-align: right;">24件</td></tr> <tr><td>制度(自立支援法以外)に関する事</td><td style="text-align: right;">8件</td></tr> <tr><td>支援の方法に関して</td><td style="text-align: right;">106件</td></tr> <tr><td>地域移行に関して</td><td style="text-align: right;">5件</td></tr> <tr><td>健康・医療に関して</td><td style="text-align: right;">14件</td></tr> <tr><td>事業運営に関して</td><td style="text-align: right;">7件</td></tr> <tr><td>調査・研究に関して</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>養成および研修に関して</td><td style="text-align: right;">6件</td></tr> <tr><td>講演・講師派遣に関して</td><td style="text-align: right;">56件</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">227件</td></tr> </table> 	障害者支援施設	124件	都道府県	2件	市町村	19件	相談機関	25件	居宅支援事業者	0件	教育機関	5件	その他	52件	計	227件 (平成23年度 200件)	意見交換(視察)	28件	職員を派遣	56件	資料の提供	76件	口頭説明(電話等)	67件	計	227件	自立支援法に関して	24件	制度(自立支援法以外)に関する事	8件	支援の方法に関して	106件	地域移行に関して	5件	健康・医療に関して	14件	事業運営に関して	7件	調査・研究に関して	1件	養成および研修に関して	6件	講演・講師派遣に関して	56件	計	227件
障害者支援施設	124件																																																
都道府県	2件																																																
市町村	19件																																																
相談機関	25件																																																
居宅支援事業者	0件																																																
教育機関	5件																																																
その他	52件																																																
計	227件 (平成23年度 200件)																																																
意見交換(視察)	28件																																																
職員を派遣	56件																																																
資料の提供	76件																																																
口頭説明(電話等)	67件																																																
計	227件																																																
自立支援法に関して	24件																																																
制度(自立支援法以外)に関する事	8件																																																
支援の方法に関して	106件																																																
地域移行に関して	5件																																																
健康・医療に関して	14件																																																
事業運営に関して	7件																																																
調査・研究に関して	1件																																																
養成および研修に関して	6件																																																
講演・講師派遣に関して	56件																																																
計	227件																																																

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定	
<p>【評価項目13 援助・助言】</p>					
<p>[評価の視点] ・援助・助言の実施件数はどうなっているか。</p>		<p>[評価の視点] 実績：○ ・平成24年度の援助・助言の実施件数は、227件(うち障害者支援施設124件)となった。 (業務実績「(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供」 P37参照)</p>			

<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等の求めに応じて、丁寧かつきめ細やかに対応した援助 ・助言を行っているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・援助・助言の提供に当たっては、より専門的かつ効果的な援助・助言を行うため関係部所と連携を図り、援助・助言の要請者の希望に沿った効果的な方法を選択して実施した。 また、支援の方法や地域移行等に関する問い合わせについては、調査・研究の成果である各種有償刊行物を有効に活用して援助・助言を行なった。 <p>(業務実績「(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供」 P 3 7 参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・援助・助言の利用が促進されるような取組を行っているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・援助・助言の拡大を図るため、ホームページに掲載したほか、国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法や、どのような援助・助言があったかについての紹介をニューズレターに1回掲載するとともに、PR用リーフレットを見学者や研修等で配布するなど広報活動の充実を図った。 <p>(業務実績「(1) 援助・助言の利用拡大」 P 3 6 参照)</p>	

中期目標 (第2期)	中期計画 (第2期)	平成 2 4 年 度 計 画	平成 2 4 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>5 その他の業務 前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。</p>	<p>5 その他の業務 前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。</p> <p>(1) 診療所について、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者等に対しても診療を行う。 また、心理外来等の利用の拡大に努める。</p>	<p>5 その他の業務</p> <p>(1) 診療所について</p> <p>① 適切な医療の提供</p> <p>ア 診療所は、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を提供するほか、次の健康診断等を計画的に実施する。</p> <p>a 施設利用者全員を対象に、健康診断を定期的実施する。</p> <p>b 女性の施設利用者を対象に子宮がん検診を実施するほか、対象年齢に該当する者に対して、乳がん検診を実施する。</p> <p>c 施設利用者全員(禁忌を除く)に対して、インフルエンザ予防接種を実施する。</p> <p>イ 行動障害等の著しく支援が困難な者に対する支援や、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対する支援などの課題に対応するため、診療所の機能の充実を図る。</p>	<p>5 その他の業務</p> <p>(1) 診療所について</p> <p>① 施設利用者に対する適切な医療の提供</p> <p>ア かかりつけ医としての対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設利用者の健康管理及び医療的ケアの必要な寮への往診等を行った。 ○ 診療件数：平成24年度 28,511件 (対前年度+880件 +3.2%) ○ 診療収入：平成24年度 128百万円 (対前年度△7百万円 △5.1%) ○ 施設利用者に対して、定期的な健康診断やインフルエンザ予防接種等を行い、健康管理に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・健診の充実 (平成20年度より生活習慣病予防に着目した健診内容に変更したものを、引き続き実施) ・胸部X線検診を実施 ・子宮がん検診を実施 ・乳がん検診 (40歳以上偶数年齢の女子利用者に視触診またはマンモグラフィによる検診を実施) ・インフルエンザ予防接種を実施 ○ 専門家を招聘し定期的にシーティング指導を受けた。個々のケースに応じ身体状況と生活環境を評価し、個々の状況に合った椅子・車椅子・クッション等を選択するなどの指導を受けた。適正な座位姿勢を保持することにより、座っていることから生じるお尻や腰などの痛みの緩和、褥瘡の予防と改善、不良姿勢から生じる誤嚥の予防を図った。 ○ 知的障害者の摂食・嚥下について、専門家による摂食嚥下の対応方法等に関する指導を受けた。具体的には、個人に合わせた食形態や食具の選択指導、摂食能力や摂食状況、機能障害状況を考えた摂食姿勢の評価、指導を受けた。また、嚥下機能スクリーニングテスト、嚥下造影検査(VF検査)、嚥下内視鏡検査(VE検査)の診断により、個人に適した訓練法の選択、誤嚥性肺炎や窒息の予防、ADLやQOLの向上を図った。 <p>イ 行動障害等の著しく支援が困難な者等に対する対応 行動障害等が著しく支援が困難な施設利用者については、精神科医師と臨床心理士が、生活支援員と連携して対応し、ケースカンファレンス等にも参加するなど助言指導を行った。また、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(罪を犯した知的障害者)についても、相互に連携しながら薬物療法やカウンセリングを併用して効果的な支援を図った。</p>

<外来患者数（延べ人数）>

	利用者	一般
医科	21,889	4,257
	26,146	
歯科	1,570	795
	2,365	
合計	23,459	5,052
	28,511	

分（医科の内数）である。

	利用者	一般
臨床心理科	414	2,084
	2,498	
機能訓練科	(1,971)	(331)
	4,663	331
	4,994	

（注）機能訓練科の上段（ ）書きは、保険診療

（※算定日数上限を超えるリハビリについては保険請求は不可となるため）

<入院患者数>

延べ（人）	4,380	1日平均（人）	12.0
-------	-------	---------	------

- ② 地域医療への貢献
 地域医療への貢献を図る観点から、地域の知的障害・発達障害児者に対する診療に積極的に取り組む。さらに摂食・嚥下障害及び理学療法などリハビリテーションについても積極的に取り組む。

- ③ 心理外来の利用拡大等
 心理外来について、療育などの充実強化に努める。特に言語聴覚士との連携及び家族心理教育を中心とする家族支援の強化を図る。関係諸機関と連携し、その充実を図る。

- (2) 地域の障害者支援の拠点として、中核的な役割を担うとともに、地域の障害者等に対する相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。

- (2) 地域の障害者支援の充実
 ① 高崎市自立支援協議会における活動
 高崎市自立支援協議会に参加し地域の障害者の暮らしやすい環境づくりに向けた活動を積極的に行う。

- ② 地域医療への貢献
 ○ 地域の知的障害者（児）及び家族等に対して外来診療を実施した。
 <地域の知的障害者等が利用できる診療科目>
 内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科、臨床心理科、機能訓練科
 ○ 当法人ホームページに、診療所の概要、受診システム、設備などを掲載し、情報公開を行っている。
 また、「知的障害、自閉症、広汎性発達障害などコミュニケーションに障害のある患者の診療又は相談を行う医療機関リスト（群馬県医師会、病院協会作成版）」を掲載し、地域の障害者が医療機関を受診する場合の参考となるよう、新しい情報の提供に努めている他、摂食・嚥下、機能訓練等においても積極的に取り組んだ。
 ○ 発達障害などのある人のニーズに対応して、就学前から成人まで切れ目なく支援をするため、その一環として障害児通所支援センター「れいんぼ〜」の開設（平成25年4月）を目指し、その諸準備を行った。
- ③ 心理外来の利用拡大（発達障害児者の外来診療の充実）
 ○ 心理外来は、群馬県内及び関東近辺の都県からの利用があるなど、広域に亘り利用があった。
 群馬県内の養護学校や児童相談所、発達障害支援センター等の関係機関や各種研修会、見学者にパンフレットを配布するとともに、児童精神科専門医や臨床心理士が発達障害等についての講演を行った。また、専門のスタッフによる診療を行うなどにより利用拡大に努めた。
 また、利用者の所属する学校や施設等の教職員からの心理教育相談を受けるとともに、児童相談所の職員等によるケースカンファレンスにおいて、行動上の問題の理解や支援方法について助言指導し、家族に対する支援「えすぼわ〜」については、延べ132人（対前年度8人増）の利用があった。
 ○ 精神科医と臨床心理士が連携して取り組んでいる発達障害の診療については、平成21年度から数少ない児童精神科の専門医を常勤で確保できたことから、群馬県内外から発達障害児の通院が増加の一途を辿り、また、被虐待、不登校などの困難事例も増えている。平成23年度に言語聴覚士、平成24年度に医療ソーシャルワーカーを配置するなど、発達障害の診療体制の充実を図るとともに、その家族を支えるために日頃の悩みや家庭での対処の工夫などを安心して語り合う場を提供する「えすぼわ〜」を開催し、教育関係者も多数参加するセミナーも開催するなど、発達障害のある人たちをめぐる課題に本格的に取り組んだ。

- (2) 地域の障害者支援の充実
 ① 平成18年度から高崎市と相談支援事業委託契約を締結しているが、本年度も契約を締結した。そのため、高崎市障害者相談支援センター（受託事業者）として高崎市の自立支援協議会に参加し、地域の障害福祉サービス全般に関する相談、福祉サービスの情報提供、サービス利用計画の作成、福祉サービス事業者との連絡調整を積極的に行った。
 ・延べ相談件数5,548件（23年度 5,133件）

		<p>② 地域の障害者に対する生活支援 ア 地域の障害者等を対象として、短期入所や共同生活介護（ケアホーム）等のサービスを提供するとともに、平成24年度からの制度の改正に伴う新たな相談支援、日中一時支援等の地域生活支援事業を実施する。 地域の知的障害者等の自立を支援するため、宿泊訓練事業及び施設外における生活介護事業を継続・拡大し、円滑な運営により地域の資源としての日中活動の充実を図る。</p> <p>イ 地域の知的障害者及び家族に対し、一般就労等に向けた取り組みを広く紹介する。</p> <p>ウ 特別支援学校が行う職業教育（職業訓練）において、就労支援事業の場を実地活用出来るよう特別支援学校と連携を図る。</p>	<p>② 地域の障害者に対する生活支援 ア 地域の障害者への日中活動支援 ○ 地域の障害者等に対して福祉サービスの利用援助として、情報提供や相談、アセスメント、サービス調整、モニタリング、個別支援計画の作成などの相談支援や、短期入所や日中一時利用等の希望者に関しては、利用の調整を行った。</p> <p>○ 高崎市と相談支援事業委託契約を締結しているが、障害福祉サービス更新調査（いわゆる、「受給者証の更新手続き」と言われるもの）を87件実施した。さらには、高崎市との障害程度区分認定調査業務に係る委託契約を締結し、在宅障害者36人の障害程度区分認定調査を行った。</p> <p>○ 平成24年10月からの障害者虐待防止法の施行に伴い高崎市障害者虐待防止センター事業を受託した。 平成24年10月1日から平成25年3月31日までの受付件数は、通報が15件、届け出が2件、相談が13件であり、合計30件について受け付けた。</p> <p>○ 当法人が運営する4か所のケアホームにおいて、重度・高齢者の生活支援及び日中活動支援を実施した。4か所のホームの定員は25人である。 なお、24年5月に高齢・重度対応のバリアフリー型新ホームを開設し、アパートを使用して行っていた1か所のホームを閉鎖した。また、25年3月に自閉症対応の新ホームを新たに開 設した。 また、平成21年度に開設した施設外生活介護事業所「さんぼみち」においては、ケアホーム入居者及び地域で生活する重度の知的障害者の日中活動の場として、有償ボランティアを講師とするさまざまな趣味的活動及び創作的活動の多彩な日中活動メニューの見直しを行い、利用者の選択できるメニューを用意した。</p> <p>○ 地域の障害者等を対象として、短期入所や日中一時支援利用等のサービスを提供した。 （短期入所、日中一時支援利用拡大 P8～9参照） また、短期入所事業においては、重い障害のある人たちの地域での生活を支えるため、あかしあ寮に専用居室（2個室）を整備し、高度の医療を必要としない重度の障害児・者の受け入れを25年3月より開始した。</p> <p>イ 当法人の就労支援事業の紹介パンフレットを市内の特別支援学校2校、指定相談事業所8か所、就業・生活支援センター等に配布した。 また、見学や実習等で訪問した本人や家族、関係者に対して、事業内容等を丁寧に説明した。</p> <p>ウ 高崎市内の特別支援学校の生徒を就労支援の場の実習生として受け入れ、職業訓練、進路指導の助言等を行った。年度内に受け入れた他生徒数は22人で、受け入れ期間は延べ110日となった。受け入れにあたっては、事前に実習計画所を作成し、実習内容や職員配置等の支援体制を整えた。 また、体験学習として特別支援学校の生徒を夏期休暇等に、「人と社会に関わる直接的な体験の場」として、就労支援の場を提供し、受け入れた。受け入れ期間中には特別支援学校の教員も生徒の見学に訪れ、併せて障害福祉サービスの実態を学ぶ機会として活用され、生徒の課題整理や進路先等について情報交換を行った。 さらに、生徒の生活支援・就労支援の推進を図るため、特別支援学校進路支援推進連絡協議会等による会議等へ職員を派遣した。</p> <p>〈特別支援学校の生徒の実習受け入れ〉</p> <table border="1" data-bbox="1736 1554 2730 1701"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>受入期間</th> <th>人数</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A校</td> <td>通 年</td> <td>6人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>B校</td> <td>〃</td> <td>11人</td> <td>55人</td> </tr> <tr> <td>C校</td> <td>〃</td> <td>5人</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>22人</td> <td>110人</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈特別支援学校の生徒の体験学習受け入れ〉</p> <table border="1" data-bbox="1736 1774 2730 1921"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>受入期間</th> <th>日数</th> <th>実人数</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>7/23～8/24</td> <td>25日</td> <td>14人</td> <td>338人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>12/24～1/4</td> <td>4日</td> <td>7人</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3/25～4/5</td> <td>10日</td> <td>12人</td> <td>57人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>39日</td> <td>33人</td> <td>414人</td> </tr> </tbody> </table>	学校	受入期間	人数	延べ人数	A校	通 年	6人	30人	B校	〃	11人	55人	C校	〃	5人	25人	合 計		22人	110人	回数	受入期間	日数	実人数	延べ人数	1	7/23～8/24	25日	14人	338人	2	12/24～1/4	4日	7人	19人	3	3/25～4/5	10日	12人	57人	合 計		39日	33人	414人
学校	受入期間	人数	延べ人数																																													
A校	通 年	6人	30人																																													
B校	〃	11人	55人																																													
C校	〃	5人	25人																																													
合 計		22人	110人																																													
回数	受入期間	日数	実人数	延べ人数																																												
1	7/23～8/24	25日	14人	338人																																												
2	12/24～1/4	4日	7人	19人																																												
3	3/25～4/5	10日	12人	57人																																												
合 計		39日	33人	414人																																												

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定
【評価項目14 その他の業務】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯業務として、診療所における医療の提供を引き続き行うとともに、地域の知的障害児（者）に対する地域生活支援として、相談支援、短期入所、日中一時支援事業等の障害福祉サービスを提供した。特に、地域の医療の貢献については、知的障害・発達障害児（者）の専門外来診療や知的障害者（児）の摂食・嚥下の対応方法等に関する指導や研究発表を行い、成果を上げた。 		
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。 また、地域医療への貢献の観点から、地域の知的障害者等に対してどのような取組を行っているか。 		<p>[評価の視点]</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度においても、必要な診療スタッフと設備等を確保し、引き続き施設利用者の健康管理に努め、健康診断やインフルエンザ予防接種、高齢化に対応した摂食・嚥下障害への対応のほか、シーティング指導等を確実に実施した。医療的支援が必要な施設利用者に対して、診療所による医療を提供し、約2万8千件（対前年度1千件増）の診療を提供した。 地域医療の貢献については、平成21年度より児童精神科専門医が常勤として着任して以降、知的障害・発達障害児者の専門外来診療を実施し、特に思春期児童の診療が大幅に増加している。また、教育機関、行政機関などと連携し、地域全体での包括的な支援に取り組んだ。 また、知的・発達障害児者の家族を支える取組の一環として、障害児者の家族に対する支援（えすぼわ〜る）を、平成23年度に引き続き、毎月2回実施し、延べ132人（対前年度8人増）の利用があった。 さらに、発達障害などのある人のニーズに対応して、就学前から成人まで切れ目なく支援をするため、その一環として障害児通所支援センター「れいんぼ〜」の開設（平成25年4月）を目指し、その諸準備を行った。 <p>（業務実績「(1) 診療所について」P38～39参照）</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の障害者及び家族に対して相談や、短期利用等の提供、生活体験事業や共同生活介護事業などの地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。 		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高崎市から委託された障害者相談支援センターとして、地域の障害者及び家族に対して障害者サービス全般に関する相談支援を実施し、延べ相談件数は5,548件であった。 また、平成24年10月より、高崎市障害者虐待防止センター事業を受託し、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの受付件数は合計30件であった。 <p>地域の知的障害者の利用希望に応じて、短期入所や日中一時支援を提供した。なお重い障害のある人たちの地域での生活を支えるために、あかしあ寮に高度の医療を必要としない重度の障害児・者の短期入所の専用居室を整備し、25年3月より短期入所を開始した。</p> <p>ケアホーム入居者や地域で生活する知的障害者の日中活動の場となる施設外生活介護事業所「さんぼみち」の日中活動メニューの見直しを行った。</p> <p>また、当法人が所有する4か所のケアホームの運営に当たった。24年5月に高齢・重度者対応のバリアフリー型の新ホームを開設し、アパートを使用していた1か所を閉鎖した。また、25年3月に自閉症対応のケアホームを新たに開設した。これにより、昨年度までの17人に加えて、新たに8人の利用者の地域移行を実現した。</p> <p>（業務実績「(2) 地域の障害者支援の充実」P39～40参照）</p>		

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績			
<p>6 前5事項で提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。</p>	<p>6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 国立のぞみの園の業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会の確保を図るとともに、福祉サービスに係る第三者評価機関による定期的な評価を実施する。 また、その評価結果等の公表を図るとともに、国立のぞみの園の事業運営に反映させるよう努める。</p> <p>(1) 第三者から意見等を聴取する場の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。</p> <p>(2) 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。</p>	<p>6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 (1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催 有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を年間1回以上開催し、施設事業局の運営、調査・研究、養成・研修、援助・助言等の国立のぞみの園運営業務全般に関する意見等を聴取するとともに、その内容を公表し、事業運営に反映させる。</p> <p>(2) 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による評価について、実施する。</p>	<p>(1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催 平成24年度においては、第1回目を9月に開催し、業務実績に係る厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価の概要、平成25年度より開始する新規事業(地域生活体験ホーム及び地域相談支援センターの設置・発達障害児を対象とする通所支援事業等)の検討状況の説明を行った。また、第2回目を3月に開催し、第3期中期目標及び中期計画(案)の説明及び新規事業の実施状況の説明のほか、各委員より意見を聴取した。 なお、会議開催内容は、次のとおりであり、議論の要旨については、当法人ホームページに掲載した。 ・国立のぞみの園運営懇談会の開催状況 第1回 平成24年9月27日開催 厚生労働省独立行政法人評価委員会関係 新規事業検討状況 関係法律の成立及び施行等 (福)友愛会について</p> <p>第2回 平成25年3月25日開催 第3期中期目標・中期計画(案)について 新規事業について 組織再編成について 平成25年度予算(案) 国立のぞみの園10周年記念事業について</p> <p>(2) 第三者評価機関による評価 前回評価を受けた21年度から3年を経た24年度において第三者評価機関による評価を実施した。委託する第三者評価機関を前2回に於いて委託した事業所から変更し、視点の違いによる評価結果について検証した。 なお、群馬県の共通評価基準は、7領域34大項目51中項目90小項目であるが、のぞみの園は、その実施する多様な事業に対応し、群馬県の共通評価基準を踏まえて、独自の8領域40大項目74中項目287小項目による評価表を作成して実施している。 今年度の評価結果は、中項目74項目全てが「A」評価であり、小項目287項目中「a」評価が283項目、「b」評価が4項目「c」評価が0項目という結果であった。前回の評価(中項目全て「A」評価、小項目「a」評価280項目、「b」評価7項目、「c」評価0項目)と比較すると、中項目については、同様に全て「A」評価であった。小項目については、引き続き「b」評価であったものが1項目。「a」評価であったものが「b」評価とされた項目が3項目であった。また、「b」評価だったものが「a」評価とされた項目は6項目であった。前回同様サービスの質及びサービス提供システムが客観的に向上しているとの評価を得た。</p>			
評価の視点等		自己評価	A	評価項目	評 定	
【評価項目15 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保】		<p>・第三者からの意見を聴取する機会として、「国立のぞみの園運営懇談会」を平成24年度中に2回開催するなど、積極的に取り組んだ。 また、平成24年度には、第三者評価機関による評価を実施し、サービスの質及びサービスの提供システムが客観的に向上しているとの評価を得た。</p>				
[数値目標] ・総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。		<p>[数値目標] ・地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者や行政担当、地域代表、保護者等の多様なメンバーから構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を平成24年度中に2回開催した。</p> <p>(業務実績「(1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催」P42参照)</p>				
・第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。		<p>・前2回において委託した第三者評価機関を変更し、視点の違いによる評価について検証したが、前回以上の高評価(中項目全て「A」評価、小項目においては「a」評価が283項目、「b」評価が7項目から4項目に減少「c」評価0項目)であり、サービスの質及びサービス提供システムが客観的に向上しているとの評価を得た。</p> <p>(業務実績「(2) 第三者評価機関による評価」P42参照)</p>				

<p>[評価の視点] ・適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。</p>	<p>[評価の視点] 実績：○ ・第三者の意見を聴取する機会として、「国立のぞみの園運営懇談会」を平成24年度中に2回開催した。</p> <p>(業務実績「(1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催」P42参照)</p>	
<p>・その場では出された意見等について、どのようにサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。</p>	<p>実績：○ ・第1回運営懇談会では、平成23年度及び第2期中期目標期間の暫定評価期間の評価結果及び新規事業の検討状況等について議論された。 第2回運営懇談会では、第3期中期目標・中期計画(案)、新規事業、平成25年度予算等について、議論された。 なお、これらの懇談会での議論要旨については、ホームページに掲載し、公表した。</p> <p>(業務実績「(1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催」P42参照)</p>	

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 4 年 度 計 画	平 成 2 4 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 450,000,000円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 450,000,000円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む) 収支計画及び資金計画</p> <p>1 自己収入の比率 平成24年度における総事業費(退職手当を除く)に占める自己収入の比率は、54.3%となった。 平成24年度総事業費(退職手当を除く) 3,328百万円 自己収入の額 1,807百万円(54.3%)</p> <p>2 予算、収支計画及び資金計画 厚生労働省の「平成24年度障害者総合福祉推進事業費補助金」、「平成24年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業)」の補助協議に応募し、「地域における短期入所(ショートステイ)の利用体制の構築に関する調査」、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活に関する調査研究」がそれぞれ補助採択された。これにより国庫補助金(合計14,206千円)を受け入れ、24年度も収入及び支出に計上した。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>平成24年度は、資金不足や偶発的な出費が発生しなかったことから、該当なし。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>該当なし</p>

	<p>第6 剰余金の使途</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み 4 退職手当（依願退職等）への充当 	<p>第6 剰余金の使途</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組に係る費用 4 退職手当（依願退職等）への充当 	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>平成24年度は、剰余金は発生しなかったことから、該当なし。</p>
--	--	--	---

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定	
<p>【評価項目16 予算、収支計画及び資金計画等】</p> <hr/> <p>[数値目標]</p> <p>・自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。</p> <hr/> <p>[評価の視点]</p> <p>・総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率は、どうなっているか。</p> <hr/> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。</p>	<p>・平成24年度においては、中期目標を達成するために作成した予算の範囲内で執行し、計画どおり実施した。</p> <hr/> <p>[数値目標]</p> <p>実績：○</p> <p>・平成24年度における総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く）に占める自己収入の比率は、54.3%となった。（23年度52.5%）となり、目標を大幅に上回った。</p> <p>（業務実績「1 自己収入の比率」P43参照）</p> <hr/> <p>[評価の視点]</p> <p>実績：○</p> <p>・平成24年度における総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く）に占める自己収入の比率は、54.3%となった。（23年度52.5%）となり、目標を大幅に上回った。</p> <p>（業務実績「1 自己収入の比率」P43参照）</p> <hr/> <p>実績：○</p> <p>・平成24年度の予算については、中期目標に定める①一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、中期計画期間の最終年度（24年度）の額を前中期目標期間の最終年度（19年度）と比べて23%以上削減、②総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く）に占める自己収入の比率を40%以上を達成することを目標に予算を作成し、予算の範囲内で執行した。</p> <p>（業務実績「第3 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」P43参照）</p>				

<p>・運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p>	<p>・平成24年度においても、予算に従ってセグメントごとの収支計画を作成した。収支計画に従って、事業を執行し、その際の運営費交付金債務の収益化について、費用進行基準を採用した。 収入面では、介護給付費・訓練等給付費収入等の事業収入が予算と比較し増額となるなど、予算額よりも事業収入が増額となった。また、支出面においては、常勤職員数の削減等による人件費総額の縮減や業務物件費の節約に努めた結果、借入金等の発生はなく予算執行上問題がなかった。</p> <p>(業務実績「第3 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」P43参照)</p>	
<p>・運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。</p> <p>(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>実績：○</p> <p>・平成24年度は、中期目標期間の最終年度であることから、独法会計基準第81条第3項の規定に基づき、運営費交付金債務残高の全額を収益化した。このため、運営費交付金債務残高はない。</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績												
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末(24年度末)の常勤職員数を期首(20年度当初)の80%とする。</p> <p>(参考1) 職員の数 期首の常勤職員数 279名 期末の常勤職員数の見込み 223名</p> <p>(参考2) 中期目標期間の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,581百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>(2) 人員に係る指標 常勤職員数について、平成24年度当初及び年度末の見込みを次のとおりとする。</p> <p>(参考1) 職員の数 年度当初の常勤職員数 235名 年度末の常勤職員数の見込み 223名</p> <p>(参考2) 人件費総額 平成24年度の人件費総額見込み 2,067百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>平成24年度末常勤職員数 223名 平成25年度期首常勤職員数 223名 人件費総額 1,577百万円</p> <p>○平成24年度の人件費総額は、年度計画の額を下回った。また、第2期中期期間の人件費総額については、中期目標計画時と比較して、大幅に縮減した。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>平成20年度</td><td>2,335百万円</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>2,048百万円</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,958百万円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>1,808百万円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>1,577百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>9,726百万円</td></tr> </table>	平成20年度	2,335百万円	平成21年度	2,048百万円	平成22年度	1,958百万円	平成23年度	1,808百万円	平成24年度	1,577百万円	計	9,726百万円
平成20年度	2,335百万円														
平成21年度	2,048百万円														
平成22年度	1,958百万円														
平成23年度	1,808百万円														
平成24年度	1,577百万円														
計	9,726百万円														

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定
【評価項目17 人事に関する計画】	<p>・常勤職員数の削減については、計画的に削減を行い、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>			
<p>[評価の視点]</p> <p>・人事に関する計画は実施されているか。</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>実績：○</p> <p>・平成24年度末の常勤職員数は、223人であり、24年度の人事に関する計画におけるとおり、目標を達成した。</p> <p>また、人件費についても、人事に関する計画見込み額2,067百万円に対して、1,577百万円の実績であった。</p> <p>(業務実績「1 人事に関する計画」P45参照)</p>			

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績																																							
	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (単位:百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー設置工事</td> <td>90</td> <td>20年度施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事</td> <td>107</td> <td>20年度施設整備費補助金(第2次補正)</td> </tr> <tr> <td>診療所用自家発電機の設置</td> <td rowspan="2">291</td> <td rowspan="2">22年度施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>耐震診断調査費</td> </tr> <tr> <td>寮舎等空調・給湯設備改修工事</td> <td rowspan="2">558</td> <td rowspan="2">22年度施設整備費補助金(第1次補正)</td> </tr> <tr> <td>寮舎等空調・給湯設備改修等工事</td> </tr> <tr> <td>耐震補強工事</td> <td>62</td> <td>23年度施設整備費補助金(第3次補正)</td> </tr> <tr> <td>法面復旧工事・雨水排水改善工事</td> <td>175</td> <td>23年度施設整備費補助金(第4次補正)</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額 (単位:百万円)	財 源	スプリンクラー設置工事	90	20年度施設整備費補助金	スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費補助金(第2次補正)	診療所用自家発電機の設置	291	22年度施設整備費補助金	耐震診断調査費	寮舎等空調・給湯設備改修工事	558	22年度施設整備費補助金(第1次補正)	寮舎等空調・給湯設備改修等工事	耐震補強工事	62	23年度施設整備費補助金(第3次補正)	法面復旧工事・雨水排水改善工事	175	23年度施設整備費補助金(第4次補正)	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予算額 (単位:百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水設備改修工事</td> <td rowspan="2">561</td> <td rowspan="2">24年度施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>共同溝等改修工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、平成23年度計画に計上された次の工事については、平成24年度内に施工する。</p> <p>(明許繰越)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強工事 ・法面復旧・雨水排水工事 	施設・設備の内容	予算額 (単位:百万円)	財 源	給水設備改修工事	561	24年度施設整備費補助金	共同溝等改修工事	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>「耐震補強工事」の計画は、耐震診断を行った結果、就労・活動支援課、体育館、職員宿舎、独身宿舎が耐震強度不足であったことが判明したことから、利用者及び職員等の安全確保のため、耐震強度不足と判断された建物について、耐震補強工事を行った。</p> <p>「法面復旧・雨水排水改善工事」の計画は、平成23年9月台風12号の影響で、のぞみの園敷地内に大小7箇所の崖崩れが発生したことから、崖崩れの復旧工事及び、崖崩れの原因となった雨水排水対策工事を行った。</p> <p>なお上記の工事は、平成23年度3次補正において「耐震補強工事」が23年12月に認められ、また、平成23年度4次補正において「法面復旧・雨水排水改善工事」が24年3月に認められたが、その実施が年度内で完了することが困難であるため、翌事業年度への明許繰越の手続きを行い、当該年度は計画どおり工事を完了した。</p> <p>平成24年度当初予算(施設整備費補助金)において「給水設備改修工事・共同溝等改修工事」が24年度6月に認められ、当初計画どおり年度内で工事を完了した。</p> <p>「給水設備改修工事」の計画は、市水を園内の小高いところに設置されているコンクリート製の水槽にくみ上げて、各建物に供給しているが、そのコンクリート製の水槽は、昭和46年に設置されて以降更新されておらず、耐用年数15年を経過し、水槽内外部の亀裂等により漏水が数カ所に及んでいる状況や水槽が直接地面に設置されており、水槽底部が点検できない状況であったため、高崎市水道局から建設省告示により、点検ができるよう指導を受けていたところであったが、水槽をエネルギーセンター前にステンレス製で整備した。</p> <p>「共同溝等改修工事」の計画は、全長約7Kmの道路下に埋設している共同溝は昭和46年に設置され、約40年を経過し、老朽化が著しいため、共同溝を補強し、さらに共同溝内の電話線、火災警報線、低圧線、高圧線並びに放送用配線が蒸気漏れの湿気及び高圧で絶縁不良を起こし、誤作動を誘発していたので配線替えを行った。</p> <p>平成23年度施設整備費補助金(明許繰越)にかかる経緯</p> <table border="1"> <tr> <td>・耐震補強工事</td> <td>竣工日</td> <td>平成25年1月31日</td> </tr> <tr> <td>・法面復旧・雨水排水改善工事</td> <td>竣工日</td> <td>平成25年3月25日</td> </tr> </table> <p>平成24年度施設整備費補助金にかかる経緯</p> <table border="1"> <tr> <td>・給水設備等改修工事(給水設備・共同溝等)</td> <td>竣工日</td> <td>平成25年3月28日</td> </tr> </table>	・耐震補強工事	竣工日	平成25年1月31日	・法面復旧・雨水排水改善工事	竣工日	平成25年3月25日	・給水設備等改修工事(給水設備・共同溝等)	竣工日	平成25年3月28日
施設・設備の内容	予定額 (単位:百万円)	財 源																																								
スプリンクラー設置工事	90	20年度施設整備費補助金																																								
スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費補助金(第2次補正)																																								
診療所用自家発電機の設置	291	22年度施設整備費補助金																																								
耐震診断調査費																																										
寮舎等空調・給湯設備改修工事	558	22年度施設整備費補助金(第1次補正)																																								
寮舎等空調・給湯設備改修等工事																																										
耐震補強工事	62	23年度施設整備費補助金(第3次補正)																																								
法面復旧工事・雨水排水改善工事	175	23年度施設整備費補助金(第4次補正)																																								
施設・設備の内容	予算額 (単位:百万円)	財 源																																								
給水設備改修工事	561	24年度施設整備費補助金																																								
共同溝等改修工事																																										
・耐震補強工事	竣工日	平成25年1月31日																																								
・法面復旧・雨水排水改善工事	竣工日	平成25年3月25日																																								
・給水設備等改修工事(給水設備・共同溝等)	竣工日	平成25年3月28日																																								

	3 積立金処分に関する事項 なし	3 積立金処分に関する事項 なし			
評価の視点等		自己評価	A	評価項目	評 定
【評価項目18 施設・設備に関する計画】		<p>・平成23年度3次補正における「耐震補強工事」及び平成23年度4次補正における「法面復旧・雨水排水改善工事」については、その実施が年度内で完了することが困難であるため、翌事業年度への明許繰越の手続きを行い、当該年度は計画どおり工事を完了した。 また、平成24年度当初予算（施設整備費補助金）において「給水設備改修工事・共同溝等改修工事」は、当初計画どおり年度内で工事を完了した。 これらの工事により、建物の耐震強化、台風等による災害対策の整備。また、老朽化した給水設備更新、共同構内のライフライン更新による老朽化対策などが行えた。</p>			
[評価の視点]		[評価の視点]			
<p>・施設・設備に関する計画は実施されているか。</p>		<p>実績：○ ・平成23年度3次補正における「耐震補強工事」及び平成23年度4次補正における「法面復旧・雨水排水改善工事」については、計画どおり工事を完了した。 また、平成24年度当初予算（施設整備費補助金）において「給水設備改修工事・共同溝等改修工事」は、当初計画どおり年度内で工事を完了した。 これらの工事により、防災及び災害対策、給水設備・共同構内のライフラインの老朽化対策などが行え、利用者の安心・安全の確保ができた。 （業務実績「2 施設・設備に関する計画」P46参照）</p>			